

第4次草津市地球冷やしたいプロジェクト

草津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）



2021（令和3）年3月

草津市

愛する地球のために約束する草津市条例（前文）

私たちが、日々の暮らしの中で、二酸化炭素などの温室効果ガスを増やしてきたことで、地球温暖化が進み、地球にさまざまな影響がでています。

夏は非常に暑い日が、冬は暖かい日が以前より多くなっています。このまま地球温暖化が進み、異常気象のおきる回数が増え続けると、私たちの暮らしや社会、地球上の生き物は、さらに大きな被害を受けることになります。

今こそ、私たち人間は、地球上の生あるすべての中の一員として、限りなく持続可能な共生を続けていくために、何を行わなければならないのか真剣に考え、行動することが求められています。

身近なことから、できることから、地球のために良いことを始める「私たち一人ひとりが自ら進んで、あるいは多くの人たちが手と手を取り合って」そして自然の摂理を大切に、地球を愛し続ける決意を込めて、地球温暖化を防ぐとともに気候の変動に適応するための条例を制定します。

2020（令和2）年7月改正

愛する地球のために約束する草津市条例とは

草津市では、市民、事業者、団体などと連携し、地球温暖化防止に向けた取組を進めるため、「愛する地球のために約束する草津市条例」を2007（平成19）年12月に制定し、翌年4月に施行しました。

その後、地球温暖化の急速な進行による、記録的な猛暑や豪雨災害などの影響が顕著に現れており、制定当初に比べて状況が大きく変化してきました。このことから2019（令和元）年度から検討を進め、翌年2020（令和2）年7月に、これまでの温室効果ガスの排出を抑える「緩和策」に加え、気候変動の影響に備える「適応策」の考え方も含めた条例に改正しました。

<条例の目的>

市役所、市民、事業者、団体等および草津市に訪れた人の役割を明らかにし、それぞれが地球温暖化を防ぐとともに気候の変動に適応するために自主的にまた協働して取り組むことを目的としています。

…目次…

第1章	計画策定の背景	1
1	地球温暖化について	2
2	地球温暖化対策の動向	5
第2章	計画の基本的事項	9
1	計画の目的	10
2	計画の位置づけ	10
3	計画の期間	11
4	計画の目標	11
5	対象とする温室効果ガス	12
第3章	温室効果ガス排出状況とこれまでの取組	13
1	草津市の温室効果ガス（CO ₂ ）排出量の現状	14
2	各部門からの温室効果ガス（CO ₂ ）排出量	16
3	これまでの草津市の取組	21
第4章	目標達成のための取組	23
1	対象となる主体とその役割	24
2	草津市における地球温暖化対策の体系	24
3	地球温暖化対策の具体的な取組	25
4	市の取組	27
5	重点アクション	29
6	計画の進行管理	38
第5章	資料編	39
1	計画策定の経過	40
2	温室効果ガス（CO ₂ ）の算定方法	42
3	これまでのプロジェクトの実績	45
4	用語の解説	51

第1章 計画策定の背景

- 1 地球温暖化について
- 2 地球温暖化対策の動向



1 地球温暖化について

〔1〕地球温暖化について

地球の表面は、太陽からの熱によって温められ、温められた地表から熱が宇宙に放出されることによって冷やされています。

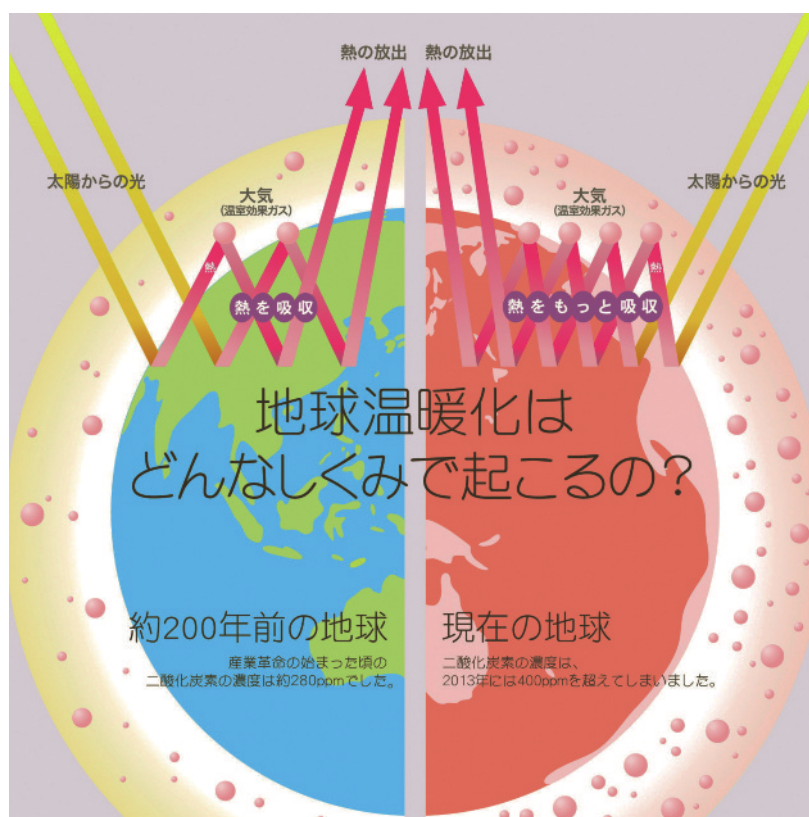
二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスには、熱を取り込む性質があり、大気中に含まれる温室効果ガスが地球から宇宙へ放出される熱の一部を吸収することで、地表の大気が温められます。

温室効果ガスがあることで、現在、地球の平均気温は約14度に保たれています。この温室効果ガスがなければ、地球の平均気温はマイナス19度になるといわれ、温室効果ガスの果たす役割は生き物にとって非常に重要なものです。

しかし、温室効果ガスが増えすぎることにより、宇宙に放出されるはずの熱が大気中に留まり、気温が上昇します。この現象を「地球温暖化」といい、地球全体の気候が変化するなど大きな影響が出ています。

私たち人間は暮らしの中で、ガスコンロを使用して料理をしたり、ガソリン自動車を使用して移動したりする際に直接的に、また、電化製品を使用する際には発電所で化石燃料を燃やして作った電気を利用するため間接的に、二酸化炭素（CO₂）を排出しています。

このように、地球温暖化の主な要因は、私たち人間が活動することによって発生する二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスの排出増加です。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ (<http://www.jccca.org/>)

地球温暖化が起こるしくみ

〔2〕日本の地球温暖化の影響

日本の平均気温は、直近の100年間で約1.2度上昇しており、世界の平均気温の上昇率よりも高くなっています。

＜気象災害の増加＞

関西国際空港の滑走路の浸水をはじめとして、鉄道運休などの交通障害、断水や停電などライフラインへの被害が発生した「平成30年台風第21号」、2020（令和2）年7月の西日本から東日本、東北地方の広い範囲で大雨となった「令和2年7月豪雨」など気象災害の発生頻度が増え、洪水や土砂災害などの大規模な災害が発生しています。

＜サクラの開花日の早期化＞

1953（昭和28）年以降、サクラの開花日は、10年あたり1.0日の割合で早くなっています。サクラの開花時期は、開花前の平均気温と関連があるとされています。

＜サンゴの白化＞

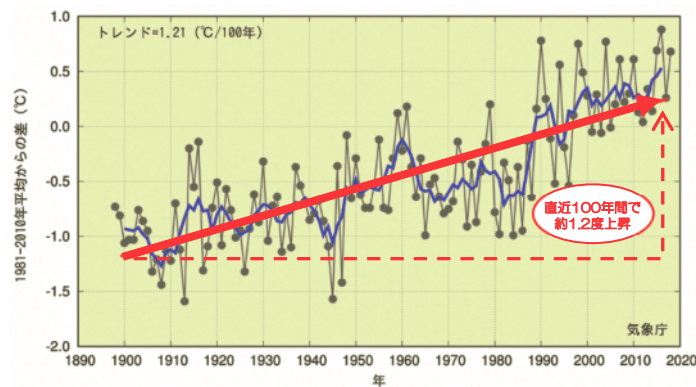
温暖な海に広がるサンゴ礁はその3分の1が絶滅の危機にあると考えられています。

1980年代頃からサンゴの白化現象が目立つようになり、その原因として地球温暖化が大きく関与していると考えられています。

2016（平成28）年には、夏期に30度を超える高い海水温の状況が続いた西表石垣国立公園において、サンゴの白化現象が深刻な状況となっていることが確認されています。

＜栽培適地の北上＞

平均気温が上昇することで、米の収穫量は北海道や東北地方で増加し、関東以西の地域では減少すると予測されています。



折れ線（マーク付き）：国内15観測地点での年平均気温の基準値からの偏差を平均した値
折れ線（マークなし）：偏差の5年移動平均値
直線：長期変化傾向（この期間の平均的な変化傾向）
※基準値は1981～2010年の30年平均値。 出典：気象庁ホームページ

日本の平均気温の経年変化



出典：IPCC第5次評価報告書
全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ（<http://www.jccca.org/>）

気候変動による将来の主要なリスク

〔3〕 滋賀県や草津市への地球温暖化の影響

滋賀県では、平均気温が直近100年間で約1.3度上昇しています。

また、暖冬の影響から琵琶湖の一部で全層循環を確認できない年があったことにより、湖底の低酸素状態による生態系への影響が懸念されています。

地球温暖化への有効な対策がなされず地球温暖化が最も進行する場合、滋賀県の年平均気温は今世紀後半までの約100年間に、さらに約4.3度上昇すると予測されています。

<気象災害の増加の懸念>

草津市は、琵琶湖に近い水田地帯のほか、草津駅北東部などで河川の氾濫や内水氾濫の浸水に対して安全性の低い土地が点在しています。

滋賀県内の降水量は、1日の降水量100mm以上の日数と1時間の降水量50mm以上の回数が増加すると予測されている一方で、雨が降らない日の増加が予測されていることから、雨の降り方が極端になる可能性があります。

これらのことから、大雨による土砂災害、浸水害や洪水への備えに加え、濁水への対策も重要になります。



出典：滋賀県ホームページ

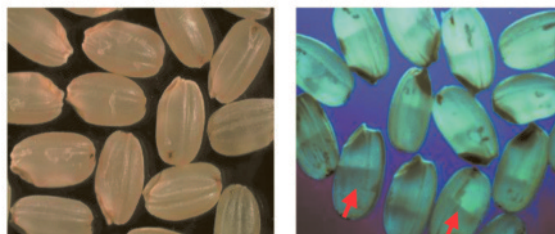
滋賀県で発生した水害

<熱中症や感染症の増加の懸念>

滋賀県の最高気温が35度以上である猛暑日は、直近100年間で約2日増加しています。20世紀後半と比べ、今世紀後半には約14日増加すると予測され、熱中症への更なる注意が必要になります。

また、平均気温の上昇により、感染症を媒介する蚊などの生息域の変化が予測されています。

こうしたことから、健康への影響が懸念されています。



出典：農林水産開発レポートNo.23(2007)

米の胴割れ

<水稲や野菜の品質低下>

高温の影響によって米が白く濁ったり割れたりするなど、外観品質の低下がみられます。また、高温の影響により、外観品質だけでなく、収穫量への影響が懸念されています。

2 地球温暖化対策の動向

〔1〕世界の動向

＜パリ協定の採択＞

地球温暖化対策に関する国際的な枠組みとして、「気候変動に関する国際連合枠組条約」があります。この条約に基づき、「気候変動枠組条約締約国会議（COP）」が毎年開催されています。

2015（平成27）年にパリで開催された第21回締約国会議（COP21）では、発展途上国を含む196カ国と全ての地域が参加し、協調して温室効果ガスの削減に取り組むことを定めた「パリ協定」が採択され、翌年発効しました。「パリ協定」では、世界的な平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2度より十分下方に抑え、さらに1.5度に抑える努力を追求することなどが合意されました。その目的に沿って、各国は自ら定めた削減目標を国連に提出し、取組状況などを評価しつつ、その目標を5年ごとに更新していくことが求められています。

一方で、目標である2度未満に気温上昇を抑えることができたとしても気候変動による影響は避けられず、その影響に対する適応策も重要となることから、気候変動への適応に関する取組も「パリ協定」では求められています。

＜SDGs（エス・ディ・ジーズ）の採択＞

2015（平成27）年9月に開催された国連総会において、持続可能な社会を創るための世界共通の普遍的な目標として、「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。SDGsは、貧困を撲滅し、環境、経済、社会がバランスよく統合された持続可能な開発を達成するために、2016（平成28）年から2030（令和12）年までの15年間に国際社会が目指すべき17の目標（Goals）と各目標に付随する169のターゲットを示したものです。

本計画では、各主体（市民、事業者、団体、市）が協働して地球温暖化対策に取り組み、SDGsの達成に貢献していきます。



出典：国際連合広報センター

持続可能な開発目標（SDGs）

〔2〕 国の動向

＜地球温暖化対策計画＞

国はパリ協定の枠組みに向けて、温室効果ガスについて2013(平成25)年度比で「2030年度に26%削減」とする目標を設定しました。また、長期目標として「2050年までに80%削減」を掲げています。

国は上記の目標を達成するため、2016(平成28)年に「地球温暖化対策計画」を策定しました。この計画では、省エネルギー性能の高い機器等の導入、建築物の省エネルギー化、エネルギー管理の徹底、自動車や物流の対策、国民運動の推進、再生可能エネルギーの導入など多面的な対策を示しています。

また、この計画のもとで温室効果ガスの排出を削減するライフスタイルを普及させるため、国民運動として「COOL CHOICE(クール・チョイス)」の取組も始まりました。これは、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す趣旨で推進されています。

コラム 【COOL CHOICE】

「2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減する」という目標達成のためには、家庭や業務において発生する温室効果ガスを約4割削減する必要があり、国は脱炭素社会づくりに貢献する「製品の買い替え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資する「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」を推進しています。



「COOL CHOICE」ロゴマーク

＜気候変動適応計画＞

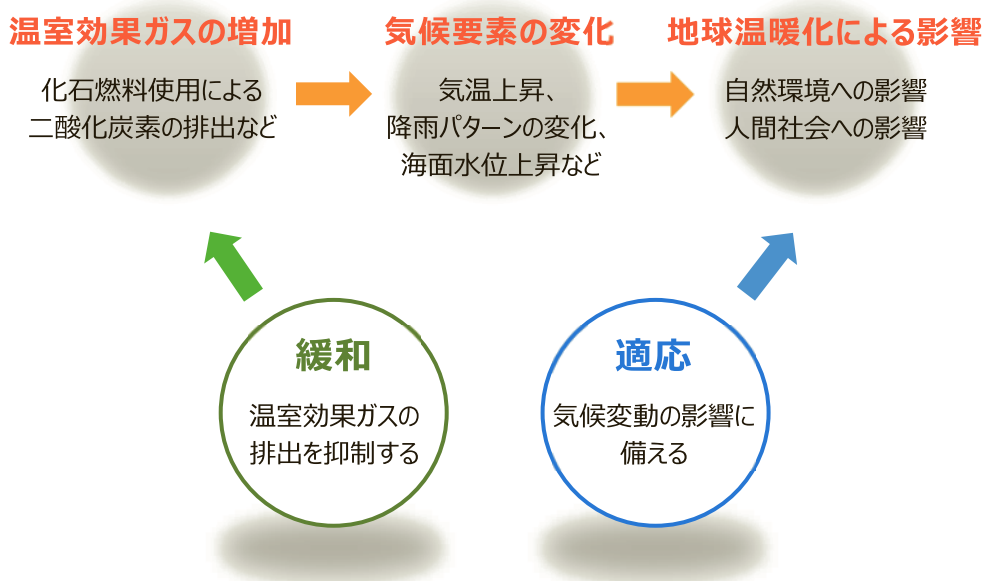
温室効果ガスの排出抑制と森林などの保護による温室効果ガスの吸収源の確保により、気候変動の影響を抑制する「緩和策」を進めたとしても、既に排出された温室効果ガスによって気候変動の影響が生じるため、気候変動の影響に備える「適応策」についても併せて進めることが必要です。

気候変動への適応とは、既に起こりつつある気候変動の影響による被害を防止・軽減することと、新しい気候条件を利用することをいいます。

緩和策と適応策は、気候変動による影響を低減させる上で相補的な役割を果たすものです。

気候変動への適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国は、「気候変動適応法」を2018(平成30)年6月に公布(同年12月施行)し、同年11月に同法第7条第1項に基づき「気候変動適応計画」を閣議決定しました。この計画では、気候変動の影響による被害の防止、軽減に加えて、生活の安定、社会や経済の健全な発展、自然環境の保全を目標としています。

また、気候変動による影響や規模は気候条件や地理的条件、社会経済条件等の特性によって地域ごとに大きく異なることから、地方公共団体は国の気候変動適応計画を勘案し、地域の実情に応じて地域気候変動適応計画を策定するよう努めることとされています。



<2050年カーボンニュートラル宣言>

2020（令和2）年10月、菅内閣総理大臣は所信表明演説において「我が国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする。」と脱炭素社会の実現を目指すことを宣言されました。

地球温暖化への対応は、経済成長の制約ではなく、積極的に地球温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、成長につながるという発想の転換が必要と示され、2050年までに脱炭素社会の実現に向け、具体的な政策が検討されています。

〔3〕滋賀県の動向

<滋賀県低炭素社会づくり推進計画>

滋賀県低炭素社会づくり推進計画では、「排出削減や吸収量の確保により、2030年度において、2013年度比23%減の水準を目指す」としています。これは、国の地球温暖化対策計画で示された対策や施策のほかに、県の産業構造や地域特性・独自の取組等を考慮した削減効果を算出した上で、「原発に依存しない新しいエネルギー社会」が国全体で実現した姿を想定して設定されたものです。

<〚しがCO₂ネットゼロムーブメント>

滋賀県は、環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環が実現する社会の構築に向け、将来世代のためにも行動を起こさなければならないと考え、2020（令和2）年1月、2050年にCO₂排出量を実質ゼロにすることを目指し、県民や事業所等の多様な主体と連携して取り組む、「〚しがCO₂ネットゼロムーブメント」キックオフ宣言を行いました。

コラム 【生活様式の変化】

2020（令和2）年、新型コロナウイルス感染症の日本での拡大を受けて、国では、感染拡大防止のために、「新しい生活様式」が推奨されるようになり、テレワークやオンライン会議、時差出勤の推奨による働き方の変化、通信販売による購買や1人または少人数での買い物行動の推奨による日常生活の変化、対人距離をとることの推奨による余暇時間の変化など、市民の生活様式に大きな変化が生じています。

感染症対策として物理的距離を保ちながら、あらゆる取組において新しい在り方を模索する必要があります。

第2章 計画の基本的事項

- 1 計画の目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の目標
- 5 対象とする温室効果ガス



1 計画の目的

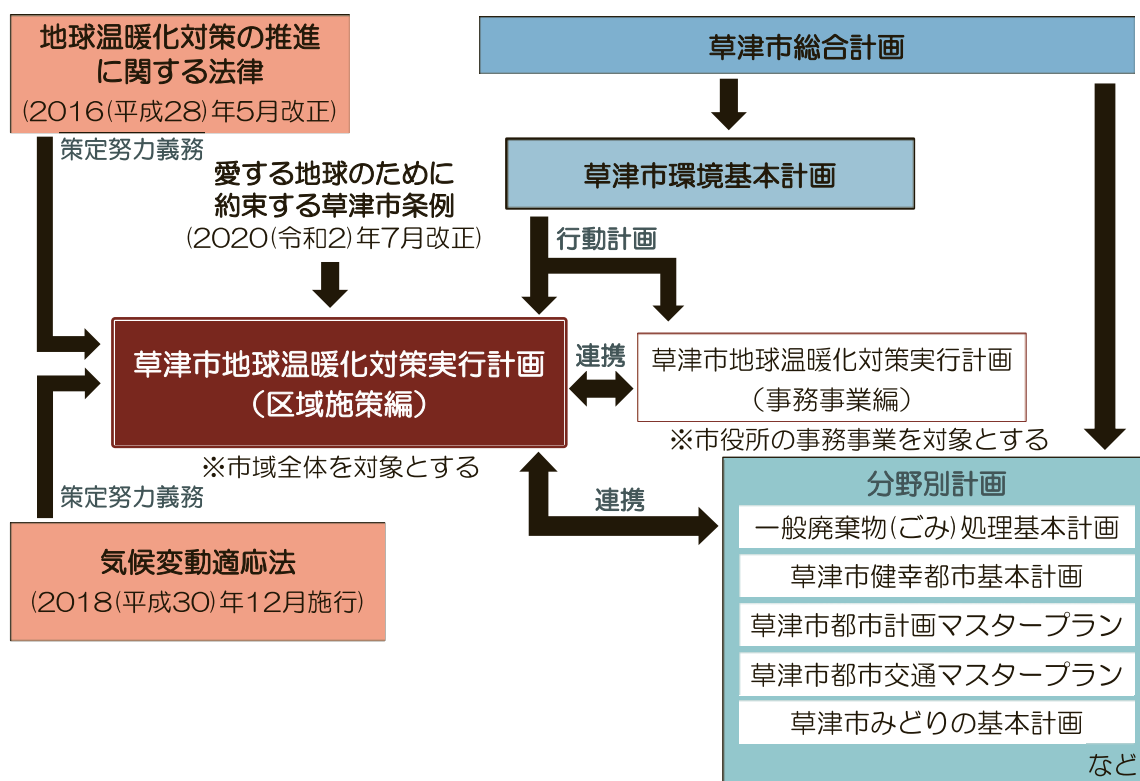
本計画は、温室効果ガス排出削減および吸収促進に向けた取組や気候変動の影響に備える取組を行う各主体（市民、事業者、団体、市）が一丸となって脱炭素社会への転換を図るための行動指針として、まずは低炭素社会の実現に向け、地域の特性を踏まえた地球温暖化対策を総合的かつ計画的に実施することを目的とします。

2 計画の位置づけ

本計画は、2017（平成29）年3月に策定した「草津市地球冷やしたいプロジェクト（草津市地球温暖化対策実行計画：区域施策編）（以下、「前計画」という。）」の計画期間の終了を受け、引き続いて取組を推進するための次期計画として策定するものです。

本計画は、上位計画である「草津市総合計画」および「草津市環境基本計画」の行動計画として、さらには、「愛する地球のために約束する草津市条例」に基づく取組をより確かなものとするための計画であり、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条第2項に基づく地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）として位置づけられるものです。

また、「気候変動適応法」第12条に基づく「地域気候変動適応計画」として位置づけられるものです。



計画の位置づけ

3 計画の期間

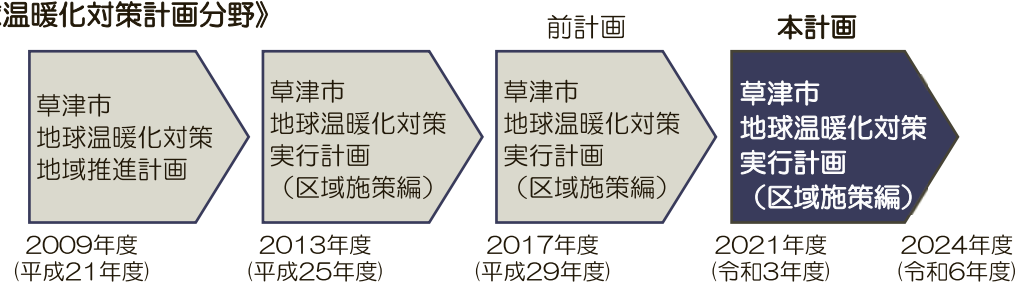
計画の期間は、2021（令和3）年度から2024（令和6）年度までの4年間とします。

なお、菅内閣総理大臣所信表明演説で温室効果ガスの排出を2050年までに実質ゼロにする表明を受け、国では地球温暖化対策の推進に関する法律の改正や地球温暖化対策計画の見直しが予定されており、また、県でも「しがCO2ネットゼロ」ムーブメント」キックオフ宣言が行われており、国や県と整合を図るため、計画の期間中であっても必要に応じて見直しを行います。

《環境全般》



《地球温暖化対策計画分野》



計画の期間

4 計画の目標

〔1〕 目標の設定について

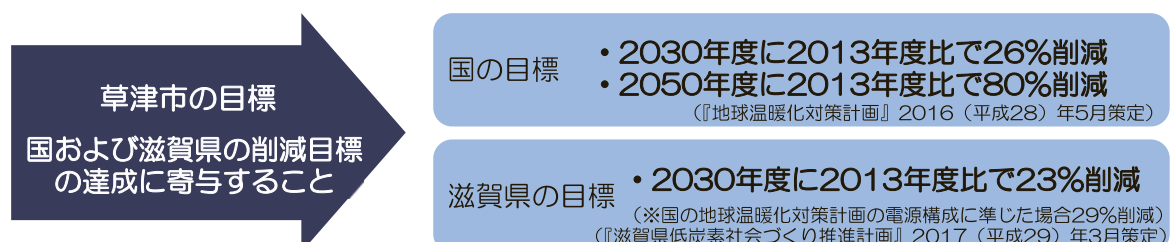
草津市の温室効果ガス（CO₂）排出量については、全国や滋賀県のデータを案分して推計しており、市の取組成果が温室効果ガス排出量に反映されにくくなっています。そのため、本計画では、市独自の温室効果ガス排出削減目標を設定しないこととし、総排出量の削減に向けて次の目標を定めます。

なお、施策の評価については、各事業に目標を設定し、事業の進捗状況に基づき行うものとします。

〔2〕 目標

本計画では、温室効果ガス（CO₂）の削減において、国の中長期的な削減目標および滋賀県の削減目標の達成に寄与することを目標とし、草津市独自の施策を推進することで脱炭素社会への転換を図ります。

<温室効果ガス削減目標>

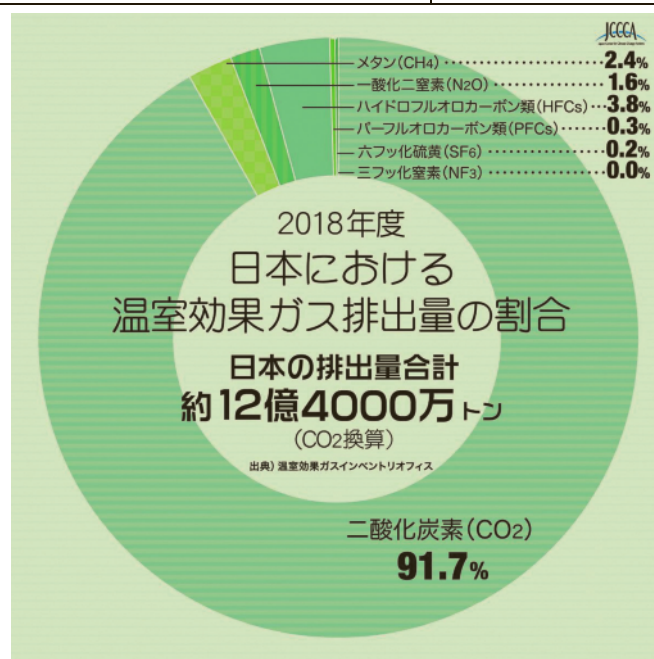


5 対象とする温室効果ガス

本計画では、地球温暖化の原因となる以下の7種類の温室効果ガスを対象としますが、特に排出量が多い二酸化炭素を重点とします。

対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの種類	用途、排出源	主な対策
二酸化炭素 (CO ₂)	○エネルギー起源 ガソリンや重油、石炭、天然ガスなどの化石燃料の燃焼、それにより得られた電気の消費など ○非エネルギー起源 セメント製造、生石灰製造などの工業プロセスなど	エネルギー利用効率の向上やライフスタイルの見直しなど エコセメントの普及など
メタン (CH ₄)	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど	中干しの適期実施など 廃棄物の埋め立て量の削減など
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行、農用地の土壌、家畜排せつ物管理、廃棄物の焼却など	環境にやさしい自動車への乗り換え、施肥量の低減など
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	エアコンや冷蔵庫などの冷媒、スプレー、化学物質の製造プロセス、建物の断熱材など	回収・再利用の推進、代替物質・技術への転換など
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	半導体の製造プロセスなど	製造プロセスでの回収等、代替物質・技術への転換など
六フッ化硫黄 (SF ₆)	半導体の製造プロセス、電気の絶縁体など	半導体：製造プロセスでの回収等、代替物質・技術への転換など 絶縁ガス：機器点検時・廃棄時の回収・再利用など
三フッ化窒素 (NF ₃)	半導体の製造プロセスなど	製造プロセスでの回収等、代替物質・技術への転換など



出典：温室効果ガスインベントリオフィス

全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ (<http://www.jccca.org/>)

日本における温室効果ガス別排出量の割合

第3章 温室効果ガス排出状況とこれまでの取組

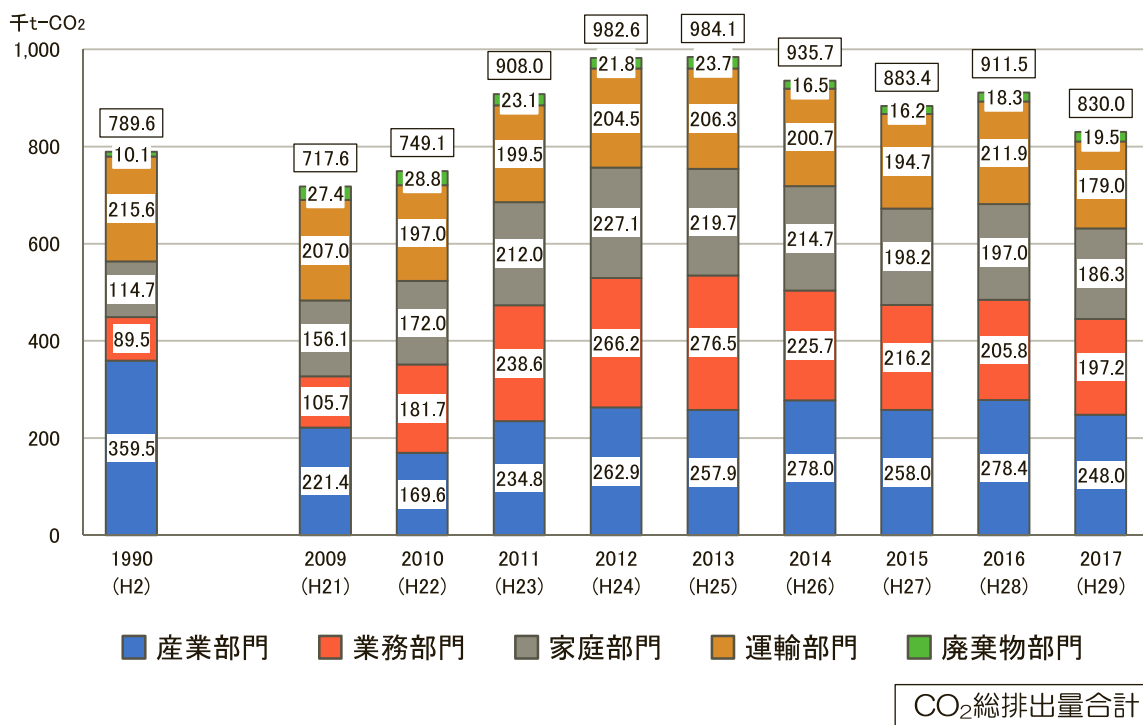
- 1 草津市の温室効果ガス（CO₂）排出量の現状
- 2 各部門からの温室効果ガス（CO₂）排出量
- 3 これまでの草津市の取組



1 草津市の温室効果ガス（CO₂）排出量の現状

草津市のCO₂排出量について、総排出量は2013（平成25）年度以降は減少傾向にあります。

2013（平成25）年度と2017（平成29）年度を部門別のCO₂排出量で比較すると、産業部門では9.9千t-CO₂減少、業務部門では79.3千t-CO₂減少、家庭部門では33.4千t-CO₂減少、運輸部門では27.3千t-CO₂減少、廃棄物部門では4.2千t-CO₂減少しています。

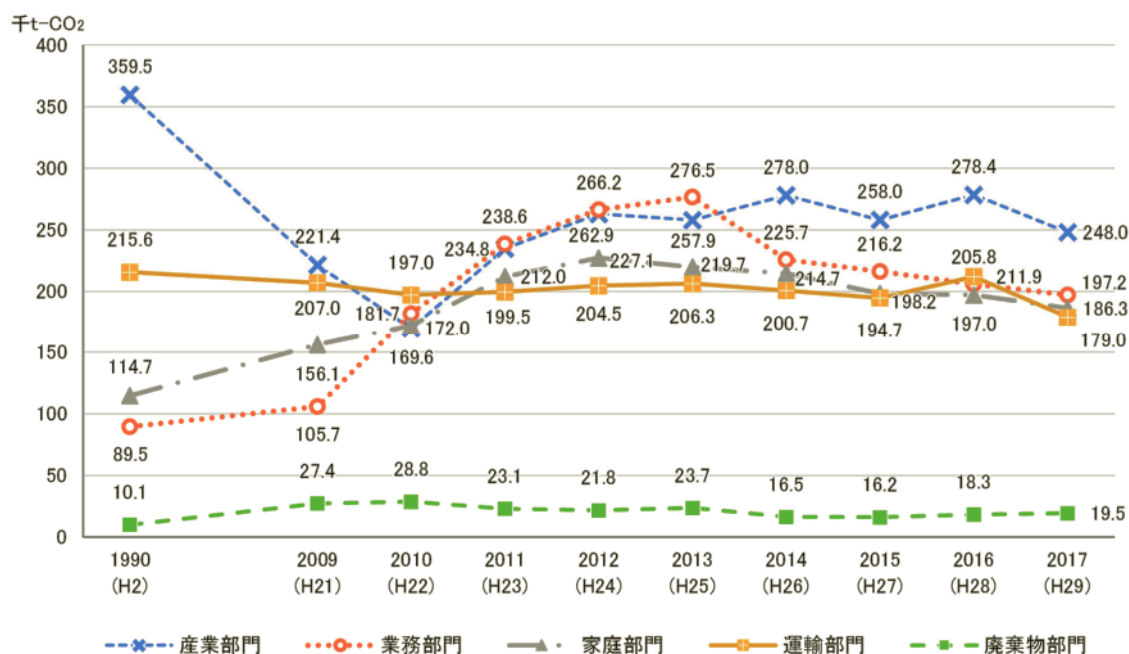


草津市のCO₂排出量の推移

参考：滋賀県推計

※ 部門とは、温室効果ガスの排出元をエネルギー消費する活動場面として、産業、業務、家庭、運輸、廃棄物の5つの部門に分けて表したものです。

部門	対象となる活動
産業部門	製造業、建設業、農林水産業など
業務部門	事務所ビル、小売店舗、飲食店、学校など
家庭部門	家庭 ※自家用車は運輸部門に含む
運輸部門	自動車（自家用、事業用）、鉄道、船舶
廃棄物部門	一般廃棄物、産業廃棄物

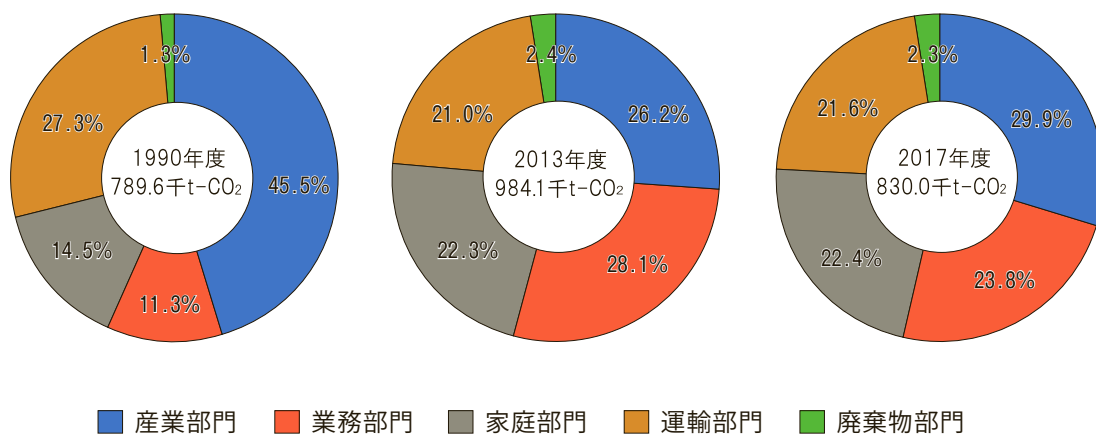


参考：滋賀県推計

草津市の部門別CO₂排出量の推移

CO₂総排出量に占める各部門の割合は1990（平成2）年度と2017（平成29）年度を比較すると、産業部門では15.6%減少、業務部門では12.5%増加、家庭部門では7.9%増加、運輸部門では5.7%減少、廃棄物部門では1.0%増加しています。

2017（平成29）年度における総排出量においては、業務部門と家庭部門で46.2%を占めています。



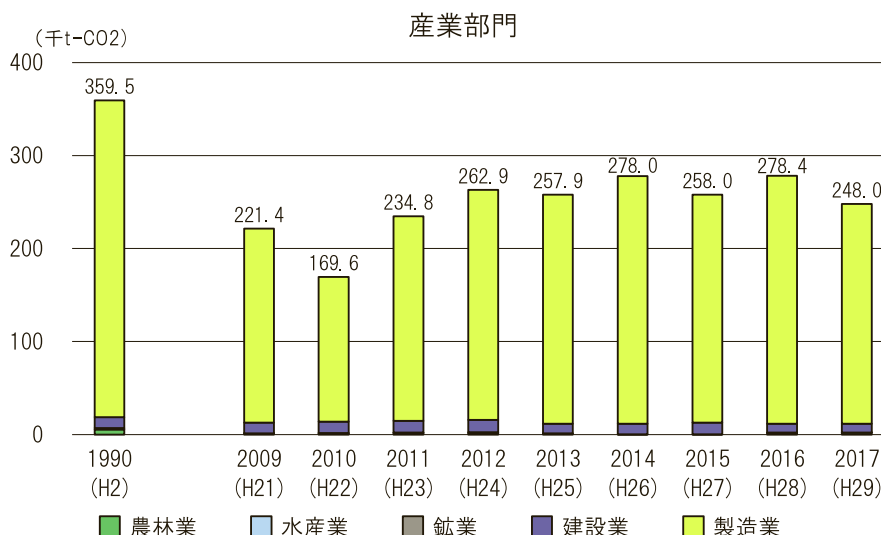
参考：滋賀県推計

CO₂総排出量に占める各部門の割合

2 各部門からの温室効果ガス（CO₂）排出量

〔1〕産業部門

産業部門におけるCO₂排出量は、製造業による排出が大半を占めています。CO₂排出量は1990（平成2）年度から2010（平成22）年度にかけて減少したものの、2012（平成24）年度以降はおおむね横ばいとなっています。



参考：滋賀県推計

産業部門のCO₂排出量の推移

■増減要因

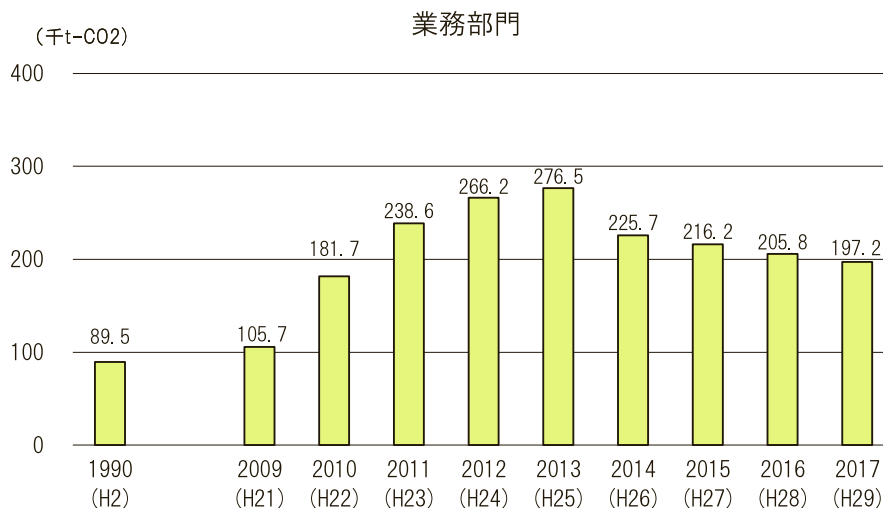
製造業では、2013（平成25）年度と2017（平成29）年度を比べると、生産量（製造品出荷額等）が3.0%増加していますが、CO₂排出量は4.0%減少しています。

エネルギー使用状況の長期的な推移をみると、重油から都市ガスなどのエネルギーあたりのCO₂排出量がより少ない燃料へ転換が進んだことなどによりCO₂排出量が減少したと考えられます。

製造業の増減要因		1990 (H2)	2013 (H25)	2017 (H29)
CO ₂ 排出量	千t-CO ₂	340.7	246.4	236.6
	1990比	基準	-27.7%	-30.6%
	2013比	—	基準	-4.0%
製造品出荷額等	百万円	741,696	624,293	643,314
	1990比	基準	-15.8%	-13.3%
	2013比	—	基準	+3.0%
製造品出荷額等あたりのCO ₂ 排出量	t-CO ₂ /百万円	0.46	0.39	0.37
	1990比	基準	-15.2%	-19.6%
	2013比	—	基準	-5.1%

〔2〕 業務部門

業務部門におけるCO₂排出量は、1990（平成2）年度以降は増加傾向でしたが、2013（平成25）年度以降は減少傾向にあります。



参考：滋賀県推計

業務部門のCO₂排出量の推移

■増減要因

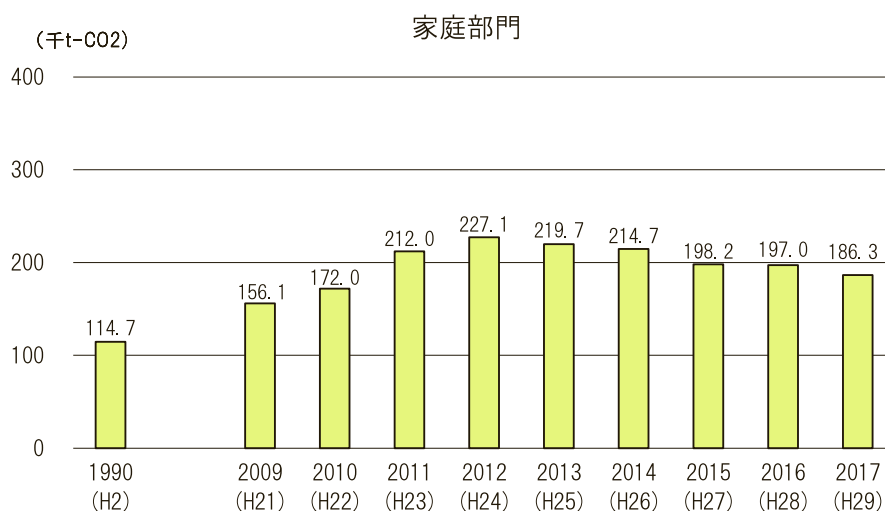
業務部門では、2013（平成25）年度と2017（平成29）年度を比べると、業務系事業所の床面積が0.2%増加していますが、CO₂排出量は、28.7%減少しています。

省エネ機器の導入や運用方法の改善などによりCO₂排出量が減少したと考えられます。

業務部門の増減要因		1990 (H2)	2013 (H25)	2017 (H29)
CO ₂ 排出量	千t-CO ₂	89.5	276.5	197.2
	1990比	基準年	+208.9%	+120.3%
	2013比	—	基準年	-28.7%
床面積	m ²	259,490	1,163,881	1,166,517
	1990比	基準年	+348.5%	+349.5%
	2013比	—	基準年	+0.2%
床面積あたりのCO ₂ 排出量	t-CO ₂ /m ²	0.34	0.24	0.17
	1990比	基準年	-29.4%	-50.0%
	2013比	—	基準年	-29.2%

〔3〕 家庭部門

家庭部門におけるCO₂排出量は、1990（平成2）年度以降は増加傾向でしたが、2012（平成24）年度以降は減少傾向にあります。



参考：滋賀県推計

家庭部門のCO₂排出量の推移

■増減要因

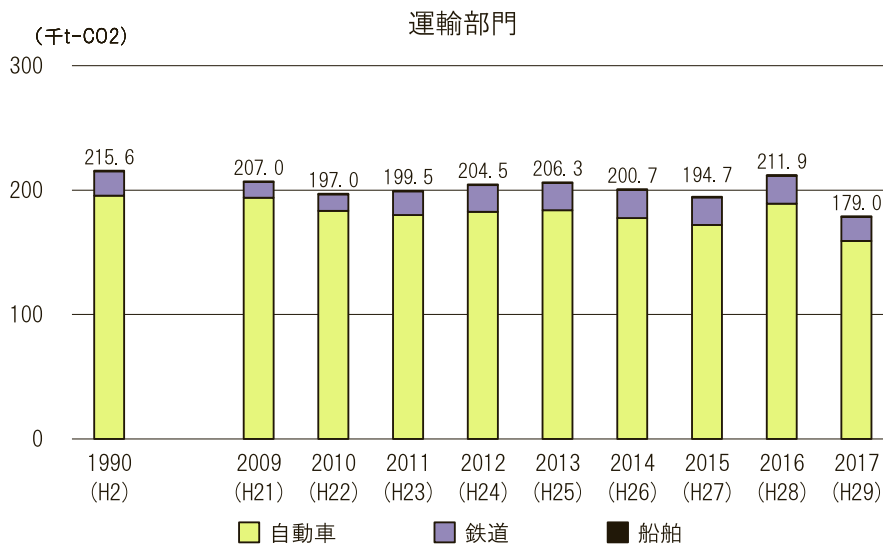
家庭部門では、2013（平成25）年度と2017（平成29）年度を比較すると、世帯数が7.4%増加していますが、CO₂排出量は15.2%減少しています。

家電や住宅の省エネ性能の向上などがその要因であると考えられます。

家庭部門の増減要因		1990 (H2)	2013 (H25)	2017 (H29)
CO ₂ 排出量	千t-CO ₂	114.7	219.7	186.3
	1990比	基準年	+91.5%	+62.4%
	2013比	—	基準年	-15.2%
世帯数	世帯	27,494	53,170	57,121
	1990比	基準年	+93.4%	+107.8%
	2013比	—	基準年	+7.4%
世帯あたりのCO ₂ 排出量	t-CO ₂ /世帯	4.17	4.13	3.26
	1990比	基準年	-1.0%	-21.8%
	2013比	—	基準年	-21.1%

〔4〕 運輸部門

運輸部門におけるCO₂排出量は、自動車約9割を占めています。CO₂排出量はおおむね横ばいとなっています。



参考：滋賀県推計

運輸部門のCO₂排出量の推移

■増減要因

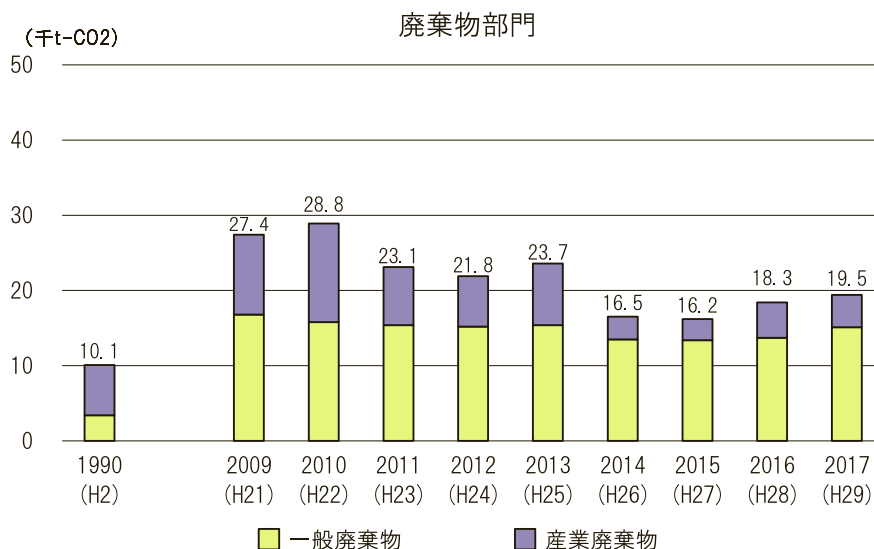
運輸部門の自動車では、2013（平成25）年度と2017（平成29）年度を比べると、保有台数が5.1%増加していますが、CO₂排出量は13.4%減少しています。

1台あたりのCO₂排出量は減少傾向であり、自動車の省エネ性能の向上などがその要因であると考えられます。

運輸部門（自動車）の増減要因		1990 (H2)	2013 (H25)	2017 (H29)
CO ₂ 排出量	千t-CO ₂	195.5	183.7	159.1
	1990比	基準年	-6.0%	-18.6%
	2013比	—	基準年	-13.4%
自動車保有台数	台	41,857	70,895	74,534
	1990比	基準年	+69.4%	+78.1%
	2013比	—	基準年	+5.1%
自動車あたりのCO ₂ 排出量	t-CO ₂ /台	4.67	2.59	2.13
	1990比	基準年	-44.5%	-54.4%
	2013比	—	基準年	-17.8%

〔5〕 廃棄物部門

廃棄物部門におけるCO₂排出量は、1990（平成2）年度から増加したのち、減少に転じましたが、2015（平成27）年度以降、再び増加傾向にあります。



参考：滋賀県推計

廃棄物部門のCO₂排出量の推移

■増減要因

廃棄物部門（一般廃棄物）では、2013（平成25）年度と2017（平成29）年度を比べると、ごみ焼却量が減少し、これに伴い一般廃棄物のCO₂排出量は減少していますが、ごみ焼却量に占めるプラスチック類の割合が増加しているため、ごみ焼却量あたりのCO₂排出量が増加しています。

廃棄物部門（一般廃棄物）の増減要因		1990 (H2)	2013 (H25)	2017 (H29)
CO ₂ 排出量 (一般廃棄物)	千t-CO ₂	3.4	15.4	15.1
	1990比	基準	+352.9%	+344.1%
	2013比	—	基準	-1.9%
ごみ焼却量	t	19,194	33,909	33,049
	1990比	基準	+76.7%	+72.2%
	2013比	—	基準	-2.5%
ごみ焼却量あたりのCO ₂ 排出量	t-CO ₂ /t	0.18	0.45	0.46
	1990比	基準	+150%	+156%
	2013比	—	基準	+2.2%

3 これまでの草津市の取組

草津市では、2007（平成19）年度に「愛する地球のために約束する草津市条例」を制定し、2008（平成20）年度には「草津市地球冷やしたいプロジェクト（草津市地球温暖化対策地域推進計画）」を策定しました。同時に、市民・事業者・団体・市からなる「草津市地球冷やしたい推進協議会」を設立し、地球温暖化防止の市民運動として、さまざまな事業を推進してきました。また、2012（平成24）年度、2016（平成28）年度には社会情勢の変化や市内の特性等を踏まえ、計画の改訂を行ってきました。

〔1〕前計画の目標と内容

目標：国および滋賀県の温室効果ガス削減目標達成に寄与する。

内容：重点アクションにおける各事業に行動目標を設定し、事業の進捗状況に基づき施策評価を行う。

前計画では、国が掲げる国民運動「COOL CHOICE」の賢い選択の視点を取り入れ、人づくり、まちづくり、協働の3つのプロジェクトを掲げ、特に力を入れて取り組むべき10項目を設定し、取組を進めてきました。

＜重点アクションの体系＞

重点アクション① 賢く環境文化 人づくりプロジェクト
①-1 低炭素学習および活動の企画・実施サポート
①-2 温暖化防止コンテスト
①-3 イベント啓発
重点アクション② 賢く低炭素まちプロジェクト
②-1 エネルギー効率を高める機器の導入促進
②-2 雨水タンクの利用促進
②-3 地元の農産物・水産物の購入促進
②-4 公共交通機関の利用促進
②-5 まちなみ緑化の推進
重点アクション③ 賢く協働プロジェクト
③-1 各種媒体・イベント等による情報発信
③-2 草津市地球冷やしたい推進協議会の活動推進

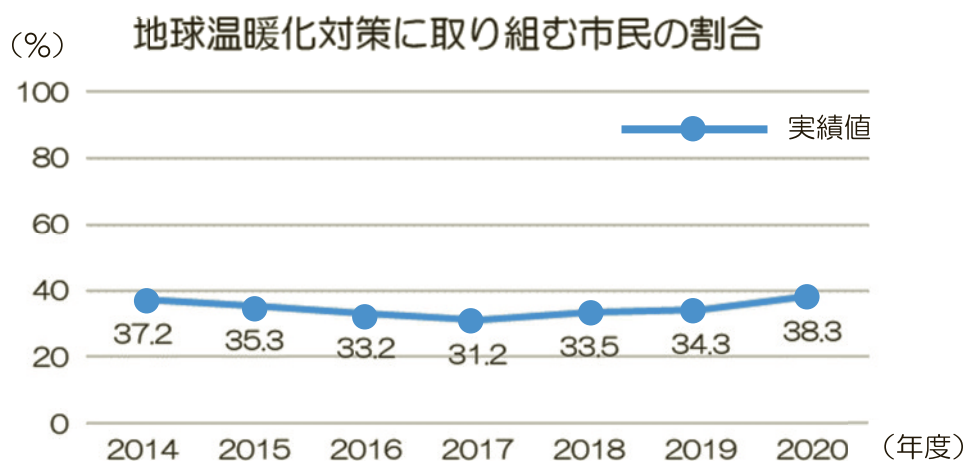
〔2〕前計画の評価と今後の課題

前計画では、低炭素学習や活動に関する講師の派遣、環境学習教材の貸出などのサポート件数が増えていることから、学習や活動の機会の増加や内容の充実を図ることができ、またイベント等を通じて地球温暖化に関する様々な情報発信を行いました。

更には、子どもが自ら取り組んだ地球温暖化対策について絵や文章で表現して発信する「くさつエコスタイルコンテスト（子ども部門）」では、2020（令和2）年度に約1,500名の応募があるなど、市民の地球温暖化対策の実践例が増えているといえます。

一方で「草津市のまちづくりについての市民意識調査」においては、日常生活の行動として地球温暖化対策に取り組んでいると回答した市民の割合が30%台で横ばいであることから、地球温暖化対策に関心の低い市民に対して行動変容につながる施策や取組を推進していくことが求められます。

今後においては、気候の危機的な状況を伝え、温室効果ガスの削減の取組（緩和策）とともに、気候変動の影響への備え（適応策）を実践していけるよう、多様な主体と協働して取り組むための輪を広げていく必要があります。



出典：草津市のまちづくりについての市民意識調査

第4章 目標達成のための取組

- 1 対象となる主体とその役割
- 2 草津市における地球温暖化対策の体系
- 3 地球温暖化対策の具体的な取組
- 4 市の取組
- 5 重点アクション
- 6 計画の進行管理



1 対象となる主体とその役割

本計画は、草津市全体を対象としています。したがって、この計画の実施主体は、市民、事業者、団体、市です。これらの主体は、良好な環境のもとで、生活や活動する権利を有するとともに、環境を良好に保ち将来の世代に引き継いでいく責任を担っています。

草津市において、脱炭素社会への転換を図るためには、まずは低炭素社会を実現する必要があります。市の取組はもとより、市民一人ひとりの行動やそれぞれの事業者、団体の活動、そして、市民、事業者、団体、市の連携や協働が不可欠となります。計画の目標達成のために、それぞれの主体が役割を果たしつつ、必要に応じて連携、協働して、計画を推進していきます。

2 草津市における地球温暖化対策の体系

本計画では、「愛する地球のために約束する条例」および「草津市環境基本計画」などに位置付けられる各施策について、次のとおり体系を整理しています。

なお、本計画を進めていくにあたっては、市民、事業者、団体、市がそれぞれに担う役割を果たし、互いに連携、協力、交流する「協働」を原則とします。

基本方針	施策の方向性
1 未来へつなぐ低炭素スタイルの推進	〔1〕 日常生活と事業活動における低炭素対策の推進
	〔2〕 建物、施設における低炭素対策の推進
	〔3〕 自動車における低炭素対策の推進
	〔4〕 環境学習・活動の推進
2 安全安心な暮らしに向けた適応の推進	〔1〕 災害に関する対策の推進
	〔2〕 健康に関する対策の推進
	〔3〕 自然環境に関する対策の推進

3 地球温暖化対策の具体的な取組

基本方針1 未来へつなぐ低炭素スタイルの推進

〔1〕日常生活と事業活動における低炭素対策の推進

取組の内容	
市民	事業者・団体等
<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房、照明機器などの無駄な利用の抑制 ・省エネ効果の高い家電等の購入 ・環境に配慮した商品、製品、サービスの購入（地産地消、グリーン購入） ・省包装商品の選択、マイバッグの持参 ・無駄のない食材の購入 ・物を大切に長期間の使用 ・買い物時や調理時の工夫による食品ロスの発生抑制 ・生ごみの堆肥化と活用 ・リユース品の活用 ・市の分別区分に応じたごみ出しの徹底 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房、照明機器などの無駄な利用の抑制 ・省エネ効果の高い機器の導入 ・環境に配慮した商品、製品、サービスの導入（地産地消、グリーン購入） ・省包装商品の選択と実施 ・関連企業に対する環境保全や環境負荷低減の呼びかけ ・食品ロスの削減 ・書類のペーパーレス化による紙ごみの発生抑制 ・事業所の流通過程から発生するプラスチック等のごみの発生抑制 ・缶やびん、古紙の分別回収箱の設置 など

〔2〕建物、施設における低炭素対策の推進

取組の内容	
市民	事業者・団体等
<ul style="list-style-type: none"> ・ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の選択 ・住宅の高断熱化 ・HEMSの導入 ・照明器具のLED化 ・太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用 ・コージェネレーションシステムの利用 ・蓄電池の設置 ・雨水の利用 ・住宅の緑化の推進 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーマネジメントの実施 ・施設の高断熱化 ・照明器具のLED化 ・太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用 ・コージェネレーションシステムの利用 ・蓄電池の設置 ・雨水の利用 ・建物の屋上・壁面での緑化の推進 など

〔3〕自動車における低炭素対策の推進

取組の内容	
市民	事業者・団体等
<ul style="list-style-type: none"> ・近距離移動の際の自家用車の利用の抑制、徒歩や自転車の利用 ・遠方へ出かける際の自家用車の利用の抑制、公共交通の利用 ・乗り合わせでの自家用車移動の実践 ・電気自動車など、環境にやさしい自動車の購入 ・エコドライブ、アイドリングストップの実践 ・宅配便の受け取り方の工夫による再配達防止 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・近距離移動の際の自動車の利用の抑制、徒歩や自転車の利用 ・遠方への出張の際の自動車の利用の抑制、公共交通の利用 ・通勤の際の公共交通の利用や、自転車の利用の推進 ・エコドライブ、アイドリングストップの啓発と実践 ・電気自動車など、環境にやさしい自動車の導入 ・適正な在庫管理による効率的な輸送の実施 など

〔4〕環境学習・活動の推進

取組の内容	
市民	事業者・団体等
<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習事業や環境イベントへの参加 ・環境学習貸出教材の利用 ・市民農園などの利用 ・家庭菜園やガーデニングの実施 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習事業や環境イベントへの参加、企画 ・農業の担い手確保による農地の保全 ・環境学習貸出教材や講師派遣の利用 など

基本方針2 安全安心な暮らしに向けた適応の推進

〔1〕災害に関する対策の推進

取組の内容	
市民	事業者・団体等
<ul style="list-style-type: none"> ・天気予報の確認 ・防災マップでの避難経路、避難場所の確認 ・ハザードマップでの危険個所の確認 ・非常時の持ち出し品の確認、準備、定期点検 ・防災情報を取得できるメールやアプリ、SNSの活用 ・自主防災組織への参加 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・天気予報の確認 ・防災マップでの避難経路、避難場所の確認 ・ハザードマップでの危険個所の確認 ・事業継続計画の策定や実践 ・災害被害防止に向けた施設点検の実施 ・施設の補強対策の実施 ・自主防災組織の結成、活動 など

〔2〕健康に関する対策の推進

取組の内容	
市民	事業者・団体等
<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症予防、対応策の確認や実践 ・感染症予防、対応策の確認や実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症予防、対応策の確認や実践 ・感染症予防、対応策の確認や実践

〔3〕自然環境に関する対策の推進

取組の内容	
市民	事業者・団体等
<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境を保全する活動やイベントへの参加 ・緑の保全や緑化のための活動やイベントへの参加 ・節水や雨水タンクの利用 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境を保全する活動やイベントへの参加、企画 ・緑の保全や緑化のための活動やイベントへの参加、企画 ・節水や雨水タンクの利用 など

4 市の取組

市は市民や事業者、団体の地球温暖化対策の取組を推進するため、さまざまな支援を行います。

また、草津市自身も温室効果ガスを排出する事業者であることから、草津市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、率先して地球温暖化対策に取り組めます。

具体的な取組	取組の内容
取組の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策に関する活動（環境学習）を行う際の講師派遣や教材貸出による支援 ・環境関連イベントを通じた取組機会や学習機会の提供 ・地球温暖化対策に関するビジネスの普及支援 ・市民の取組を促す制度の創設
情報の収集や提供	<ul style="list-style-type: none"> ・緩和策および適応策に関する情報収集や提供 ・環境関連イベントの情報収集や提供 ・市民、事業者、団体等での取組事例の情報収集や提供
協働体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・「愛する地球のために約束する協定」の推進 ・ネットワークの拡充、交流推進
事業者としての率先行動	<ul style="list-style-type: none"> ・草津市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づいた率先行動 ・公共施設等における再生可能エネルギー等の推進 ・気候変動の影響に備える施策の推進

コラム 【身近な省エネの取組】

日常生活では多くのエネルギーを使用し、温室効果ガスを排出しています。家電や機器、自動車などの使い方について、一人ひとりが問題意識を持って省エネ対策を実践すると、大きな効果が得られます。健康面に配慮しつつ、無理のない範囲で取り組みましょう。

このような情報を詳しく知りたい場合には、環境・エネルギーの専門家が家庭ごとに行う「うちエコ診断」がおすすめです。「うちエコ診断」に興味のある方は、滋賀県地球温暖化防止活動推進センター（TEL:077-569-5301）までお問い合わせください。



●身近な省エネの取組●

取組				標準的な効果等の目安（年間）		
				省エネ量	節約金額	CO ₂ 削減量
冷房・暖房	エアコン	冷房	設定温度を27度⇒28度に。	30.24kWh	約820円	17.8kg
			使用時間を1時間短縮	18.78kWh	約510円	11kg
		暖房	設定温度を21度⇒20度に。	53.08kWh	約1,430円	31.2kg
			使用時間を1時間短縮	40.73kWh	約1,100円	23.9kg
		フィルターを月に1回か2回清掃。	31.95kWh	約860円	18.8kg	
	こたつ	設定温度を「強」から「中」に。	48.95kWh	約1,320円	28.7kg	
電気カーペット	設定温度を「強」から「中」に。（3畳用）	185.97kWh	約5,020円	109.2kg		
給湯器	風呂	入浴は間隔をあけずに。 （4.5度低下した湯（200ℓ）を追い焚きする場合）	ガス 38.20m ³	約6,880円	87.0kg	
		シャワーは不必要に流したままにしない。 （お湯を流す時間を1分間短縮）	ガス 12.78m ³ 水道 4.38m ³	約3,300円	29.0kg	
	台所	食器を洗うときは低温に設定。 （設定温度を40度から38度。夏季を除く）	ガス 8.80m ³	約1,580円	20.0kg	
家電製品等	冷蔵庫	設定温度は適切に。（「強」から「中」に）	61.72kWh	約1,670円	36.2kg	
		壁から適切な間隔で設置。	45.08kWh	約1,220円	26.5kg	
		ものを詰め込み過ぎない。	43.84kWh	約1,180円	25.7kg	
	炊飯器	使わないときは、プラグを抜く。	45.78kWh	約1,240円	26.9kg	
	電気ポット	保温をせずに、必要なときに再沸騰。	107.45kWh	約2,900円	63.1kg	
	電子レンジ	野菜の下ごしらえに電子レンジを使用する。 （ブロッコリー、カボチャの場合、ガスコンロと比較）	—	約1,230円	8.9kg	
	テレビ	テレビの視聴時間を1時間短縮する。 画面の明るさを調節する。（輝度を最大→中間）	16.79kWh 27.10kWh	約450円 約730円	9.9kg 15.9kg	
パソコン	使用時間を1時間短縮する。（デスクトップ型）	31.57kWh	約850円	18.5kg		
自動車	エコドライブ	ふんわりアクセル「eスタート」	ガソリン 83.57ℓ	約10,030円	194.0kg	
		早めのアクセルオフ	ガソリン 18.09ℓ	約2,170円	42.0kg	
		アイドリングストップ	ガソリン 17.33ℓ	約2,080円	40.2kg	

※節約金額やCO₂削減量の値は、時期や料金単価により変動します。

出典：資源エネルギー庁「家庭の省エネ徹底ガイド」2017年8月版

5 重点アクション

〔1〕設定の視点

草津市環境基本計画における気候変動への対策を推進、また愛する地球のために約束する草津市条例を推進するためには、多くの市民・事業者・団体等が協働で行う「草津市地球温暖化対策市民運動」の構築が必要であることから、その中心的な取組として重点アクションを位置付けます。

2つの基本方針を踏まえ、重点アクションとして、「①身近なことから低炭素推進プロジェクト」、「②安全安心な暮らし推進プロジェクト」の2つを設定しました。

なお、この重点アクションを推進する事業は、「日常生活や事業活動において身近で気軽に取り組めるもの」、「市民、事業者、団体などが協働して取り組むことが可能なもの」を念頭に置き、検討しました。

重点アクション① 身近なことから低炭素推進プロジェクト

地球温暖化対策における「緩和策」の取組を中心に進めていくものです。

●主な取組

- ①-1 エコアクション推進事業
- ①-2 愛する地球のために約束する協定推進事業
- ①-3 窓断熱推進事業
- ①-4 スマートドライブ推進事業
- ①-5 くさつエコスタイルコンテスト（子ども部門）推進事業

重点アクション② 安全安心な暮らし推進プロジェクト

地球温暖化対策における「適応策」の取組を中心に進めていくものです。

●主な取組

- ②-1 ハザードマップウォーキング推進事業
- ②-2 日傘等推進事業
- ②-3 体も地球も元気にプランター菜園推進事業

※30頁から37頁の事業において、関連の深いSDGsの目標をそれぞれ示しています。（5頁参照）

〔2〕重点アクションの実行手順

重点アクション① 身近なことから低炭素推進プロジェクト

①-1 エコアクション推進事業

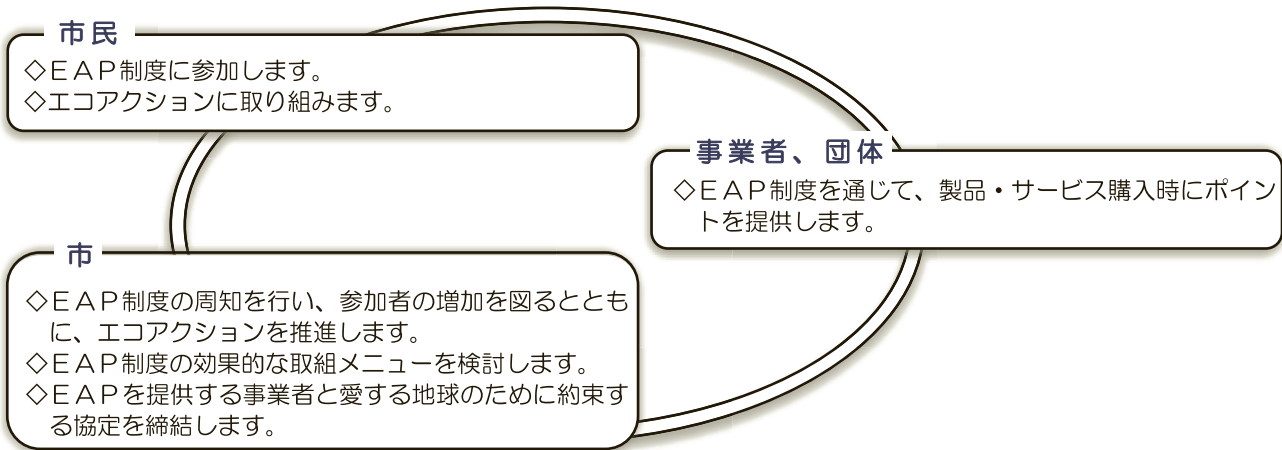


エコ・アクション・ポイント（以下、EAPという。）制度を活用して、日常生活における身近にできるエコアクションを促進します。

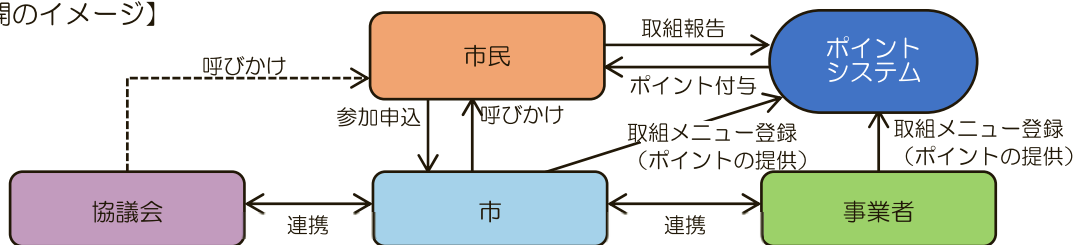
【エコアクションとは、25頁から27頁に記載されている地球温暖化対策の具体的な取組の内容など、環境に配慮したあらゆる取組を指します。】

【達成目標】
EAP参加世帯数
令和2年度（現況値） 119世帯 → 令和3～6年度 延べ 600世帯（150世帯/年）

【各主体の役割】



【事業展開のイメージ】



【スケジュール】

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①周知 ● ⇒ ● ⇒ ● ⇒ ● ③取組報告 ● ⇒ ● ⇒ ● ⇒ ● ②参加申込 ● ⇒ ● ⇒ ● ⇒ ● ④ポイント付与 ● ⇒ ● ⇒ ● ⇒ ●	①周知 ● ⇒ ● ⇒ ● ⇒ ● ③取組報告 ● ⇒ ● ⇒ ● ⇒ ● ②参加申込 ● ⇒ ● ⇒ ● ⇒ ● ④ポイント付与 ● ⇒ ● ⇒ ● ⇒ ●	①周知 ● ⇒ ● ⇒ ● ⇒ ● ③取組報告 ● ⇒ ● ⇒ ● ⇒ ● ②参加申込 ● ⇒ ● ⇒ ● ⇒ ● ④ポイント付与 ● ⇒ ● ⇒ ● ⇒ ●	①周知 ● ⇒ ● ⇒ ● ⇒ ● ③取組報告 ● ⇒ ● ⇒ ● ⇒ ● ②参加申込 ● ⇒ ● ⇒ ● ⇒ ● ④ポイント付与 ● ⇒ ● ⇒ ● ⇒ ●
● 取組メニューの見直し	● 取組メニューの見直し	● 取組メニューの見直し	● 取組メニューの見直し
➡ ポイント提供事業者の募集	➡ ポイント提供事業者の募集	➡ ポイント提供事業者の募集	➡ ポイント提供事業者の募集

①-2 愛する地球のために
約束する協定推進事業



地球温暖化対策（緩和策・適応策）に取り組む事業者・団体等と愛する地球のために約束する協定を締結するとともに、締結者の取組を広くPRし、締結者の増加を図ります。



【各主体の役割】

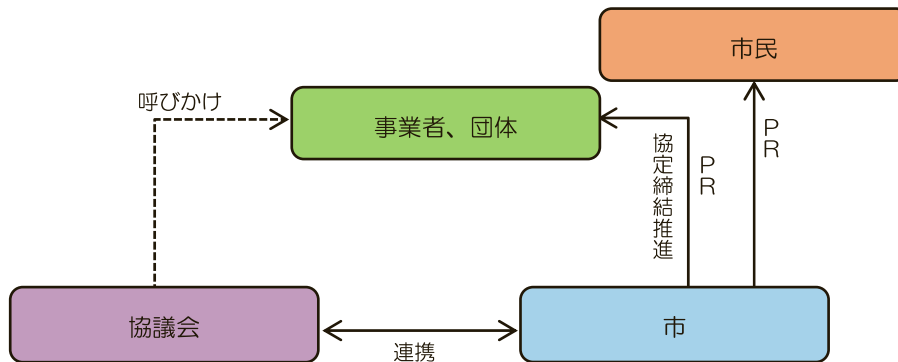
事業者、団体

- ◇地球温暖化対策を実践し、市と協定を締結します。
- ◇自らの取組を広く発信します。

市

- ◇事業者・団体の自主的な取組について、市と協定を締結するよう働きかけます。
- ◇協定締結者への情報提供を通じて、地球温暖化に関する幅広い取組を呼びかけます。
- ◇協定内容を発信して、地球温暖化に関する意識の醸成を図るとともに、協定者をPRします。

【事業展開のイメージ】



【スケジュール】

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
協定締結の働きかけ	協定締結の働きかけ	協定締結の働きかけ	協定締結の働きかけ
市のホームページ、広報紙など様々な媒体により協定締結者の取組をPR			

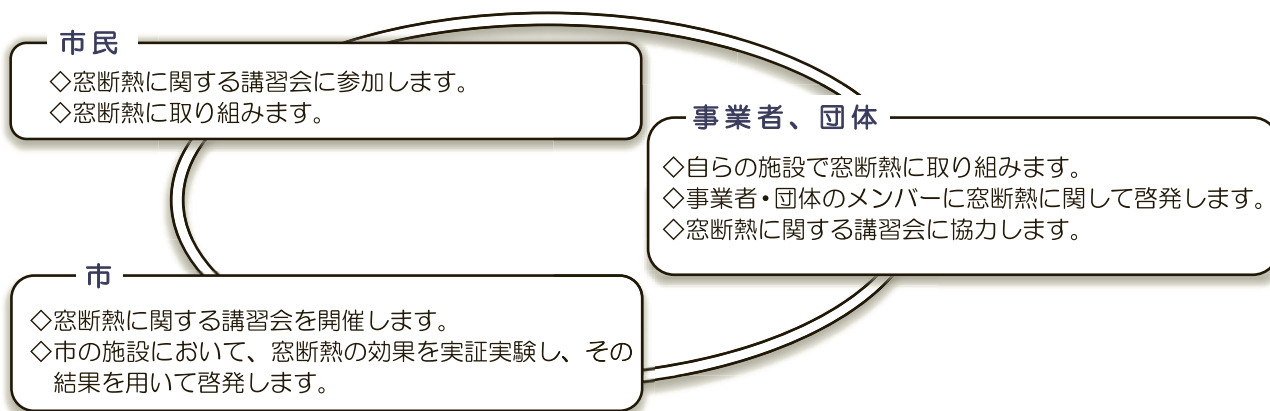
①-3 窓断熱推進事業



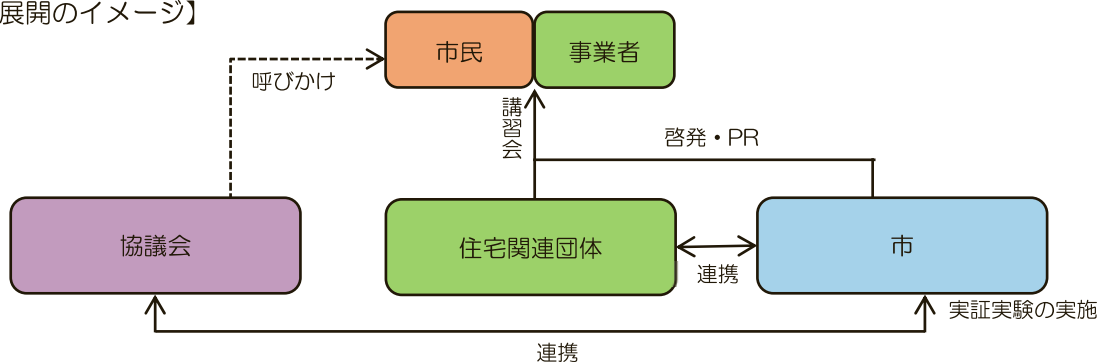
住まいの断熱対策は、「窓」が重要です。冬は窓から約60%の熱が外に逃げ、夏は約70%の熱が外から入ります。窓断熱を行うことで、ヒートショックや熱中症になる可能性を低くするなどの健康面でのメリットがあり、さらには電気使用量などを削減します。



【各主体の役割】



【事業展開のイメージ】



【スケジュール】

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
● 講習会 ● 講習会	● 講習会 ● 講習会	● 講習会 ● 講習会	● 講習会 ● 講習会
→ 市施設の実証実験			
→ 市のホームページ、広報紙など様々な媒体により窓断熱の啓発			

①-4 スマートドライブ推進事業



事業者・団体を対象としてスマートドライブ宣言および講習会を実施します。また、市民への啓発により、燃料の削減による二酸化炭素削減と併せて交通安全を推進します。

【スマートドライブとは、エコドライブの実践や電気自動車など環境負荷の小さい自動車の利用を言います。】

【達成目標】
スマートドライブ
宣言事業者数

令和2年度（現況値）

令和3～6年度

延べ 40者
(10者/年)

【各主体の役割】

市民

◇スマートドライブに取り組みます。

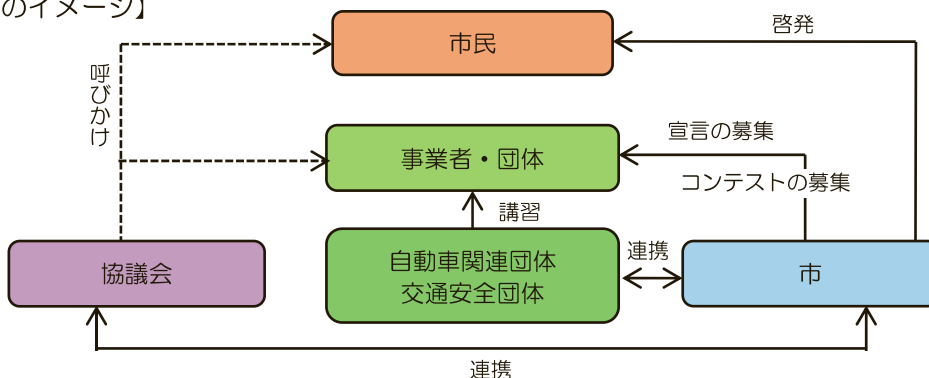
市

◇交通安全に関する団体および関係部署と連携してスマートドライブの啓発を行います。
◇スマートドライブ宣言事業者の募集を行います。
◇スマートドライブ事業者講習会を行います。
◇スマートドライブ事業者コンテストを行います。

事業者、団体

◇スマートドライブ宣言を行います。
◇スマートドライブ事業者講習会に参加します。
◇スマートドライブ事業者コンテストに参加します。
◇事業者・団体のメンバーにスマートドライブの啓発と取組を促します。

【事業展開のイメージ】



【スケジュール】

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①宣言の募集 ● → ● → ● → ● ②講習会 ● → ● → ● → ● ③コンテスト ● → ● → ● → ● ④社内啓発 ● → ● → ● → ●	①宣言の募集 ● → ● → ● → ● ②講習会 ● → ● → ● → ● ③コンテスト ● → ● → ● → ● ④社内啓発 ● → ● → ● → ●	①宣言の募集 ● → ● → ● → ● ②講習会 ● → ● → ● → ● ③コンテスト ● → ● → ● → ● ④社内啓発 ● → ● → ● → ●	①宣言の募集 ● → ● → ● → ● ②講習会 ● → ● → ● → ● ③コンテスト ● → ● → ● → ● ④社内啓発 ● → ● → ● → ●
市のホームページ、広報紙など様々な媒体によりスマートドライブの啓発			

①-5 くさつエコスタイルコンテスト (子ども部門) 推進事業

地球温暖化に関して、学び、行動につなげる環境学習を推進するため、くさつエコスタイルコンテストにおいて、エコチェックを追加して実施し、優れた取組について表彰します。



【各主体の役割】

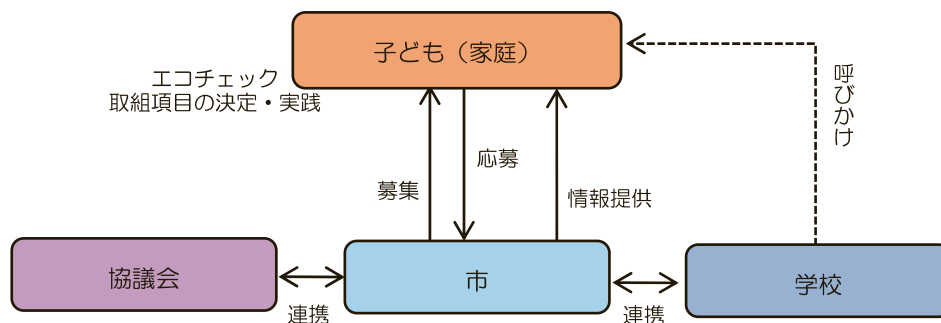
市民

- ◇地球温暖化に関して学び、行動します。
- ◇くさつエコスタイルコンテストに参加します。

市

- ◇地球温暖化に関する情報を提供します。
- ◇くさつエコスタイルコンテストを行います。

【事業展開のイメージ】



【スケジュール】

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①募集 ●⇒ ●⇒ ●⇒ ●⇒ ● ②取組 ●⇒ ●⇒ ●⇒ ●⇒ ● ③応募 ●⇒ ●⇒ ●⇒ ●⇒ ● ④表彰 ●⇒ ●⇒ ●⇒ ●⇒ ● ⑤周知 ●	①募集 ●⇒ ●⇒ ●⇒ ●⇒ ● ②取組 ●⇒ ●⇒ ●⇒ ●⇒ ● ③応募 ●⇒ ●⇒ ●⇒ ●⇒ ● ④表彰 ●⇒ ●⇒ ●⇒ ●⇒ ● ⑤周知 ●	①募集 ●⇒ ●⇒ ●⇒ ●⇒ ● ②取組 ●⇒ ●⇒ ●⇒ ●⇒ ● ③応募 ●⇒ ●⇒ ●⇒ ●⇒ ● ④表彰 ●⇒ ●⇒ ●⇒ ●⇒ ● ⑤周知 ●	①募集 ●⇒ ●⇒ ●⇒ ●⇒ ● ②取組 ●⇒ ●⇒ ●⇒ ●⇒ ● ③応募 ●⇒ ●⇒ ●⇒ ●⇒ ● ④表彰 ●⇒ ●⇒ ●⇒ ●⇒ ● ⑤周知 ●
市のホームページ、広報紙など様々な媒体により参加者の取組を啓発			

重点アクション② 安全安心な暮らし推進プロジェクト

②-1 ハザードマップウォーキング推進事業

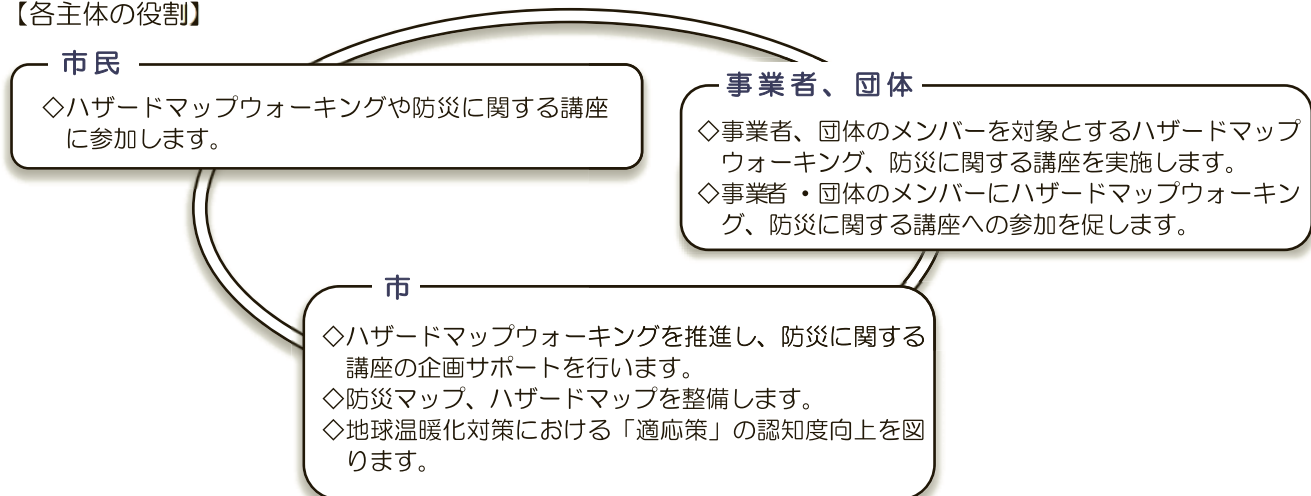


地球温暖化の影響の一つである豪雨時に適切な避難行動ができるよう、ウォーキングを通して、避難経路や河川、水路などの避けるべき場所を確認する適応策を推進します。

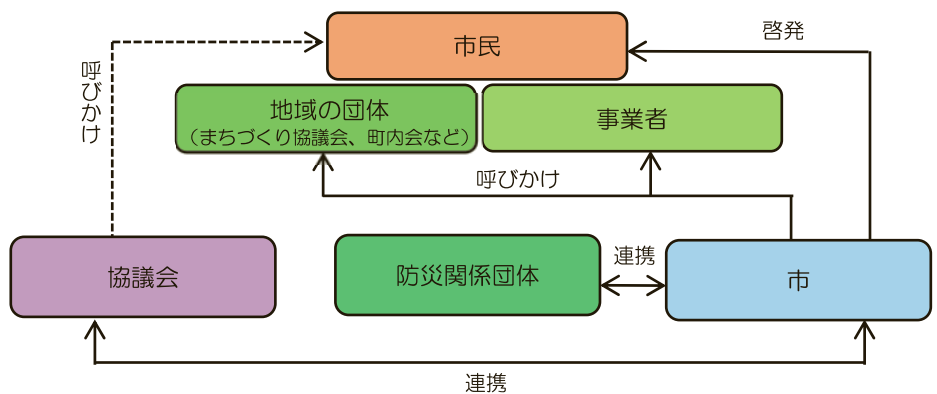
【達成目標】

ハザードマップウォーキングや講座を実施した町内会の数
 令和2年度（現況値） → 令和3～6年度
 延べ 80団体
 （20団体/年）

【各主体の役割】



【事業展開のイメージ】



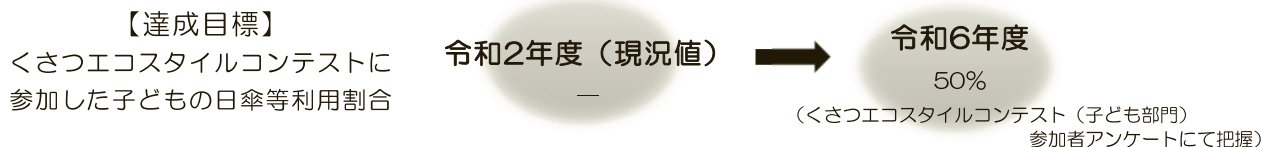
【スケジュール】

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
→ まちづくり協議会、町内会への働きかけ	→ まちづくり協議会、町内会への働きかけ	→ まちづくり協議会、町内会への働きかけ	→ まちづくり協議会、町内会への働きかけ
→ ウォーキング、講座の実施	→ ウォーキング、講座の実施	→ ウォーキング、講座の実施	→ ウォーキング、講座の実施
市のホームページ、広報紙など様々な媒体によりウォーキング、講座を啓発			

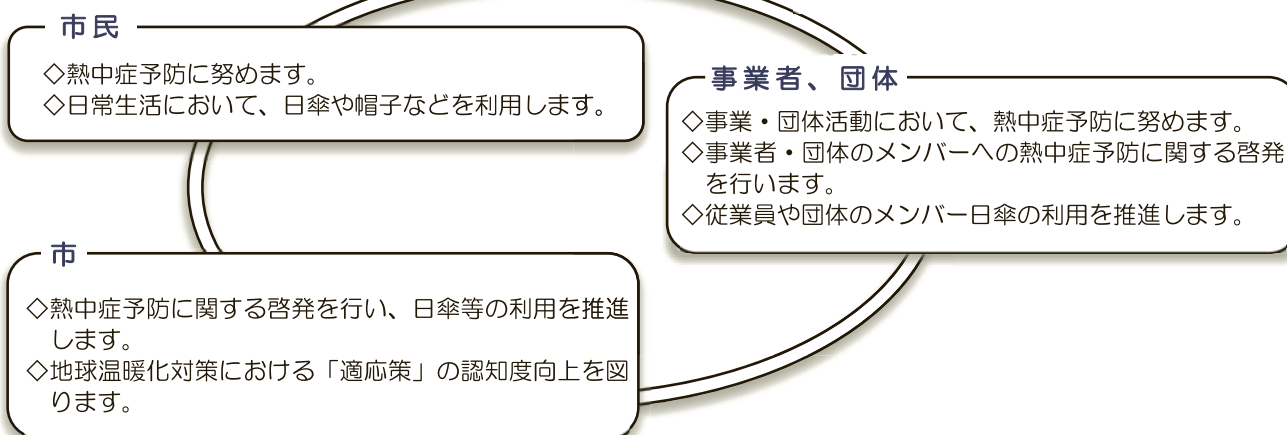
②-2 日傘等推進事業



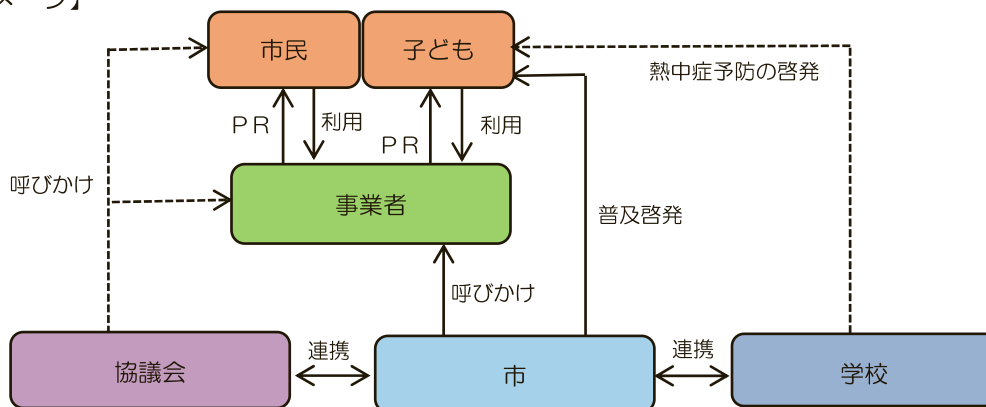
熱中症を予防する取組を推進します。特に直射日光を避け、体感温度を下げる効果のある日傘や帽子などの利用を促す適応策を推進します。



【各主体の役割】



【事業展開のイメージ】



【スケジュール】

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
→ 子ども・市民、事業者への働きかけ	→ 子ども・市民、事業者への働きかけ	→ 子ども・市民、事業者への働きかけ	→ 子ども・市民、事業者への働きかけ
→ 市のホームページ、広報紙など様々な媒体により日傘等の効果など熱中症予防の啓発			

②-3 体も地球も元気にプランター菜園推進事業



植物を育てることは、気温や天候の変化など日々の環境に目を向けるきっかけになることから、地球温暖化による気候変動と自然環境への影響を理解し、自然環境保全対策を行うために、身近な場所でのプランター菜園を推進します。

【達成目標】
プランター菜園に
取り組んだ市民の数

令和2年度（現況値）



令和3～6年度

240人
(60人/年)

【各主体の役割】

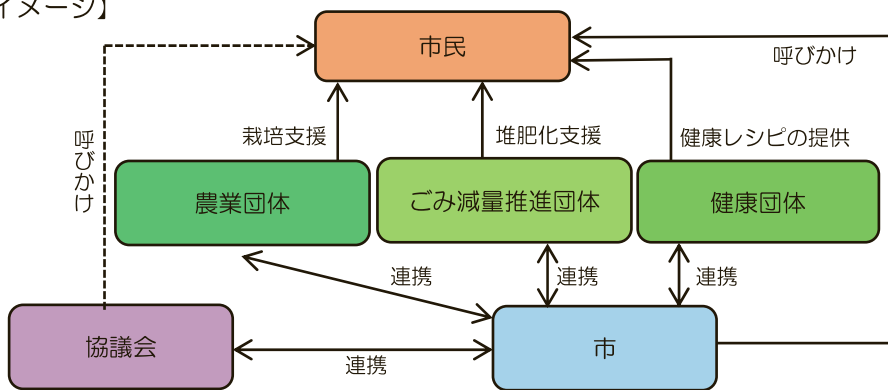
市民

- ◇プランター菜園に関する講習会に参加します。
- ◇プランター菜園に取り組み、環境への関心を深めます。

市

- ◇育成方法、雨水の利用、段ボールコンポストの活用、レシピの提供、地産地消の情報などのプランター菜園に関する講習会を開催します。
- ◇プランター菜園に関する取組事例を収集し、発信します。
- ◇地球温暖化対策における「適応策」の認知度向上を図ります。

【事業展開のイメージ】



【スケジュール】

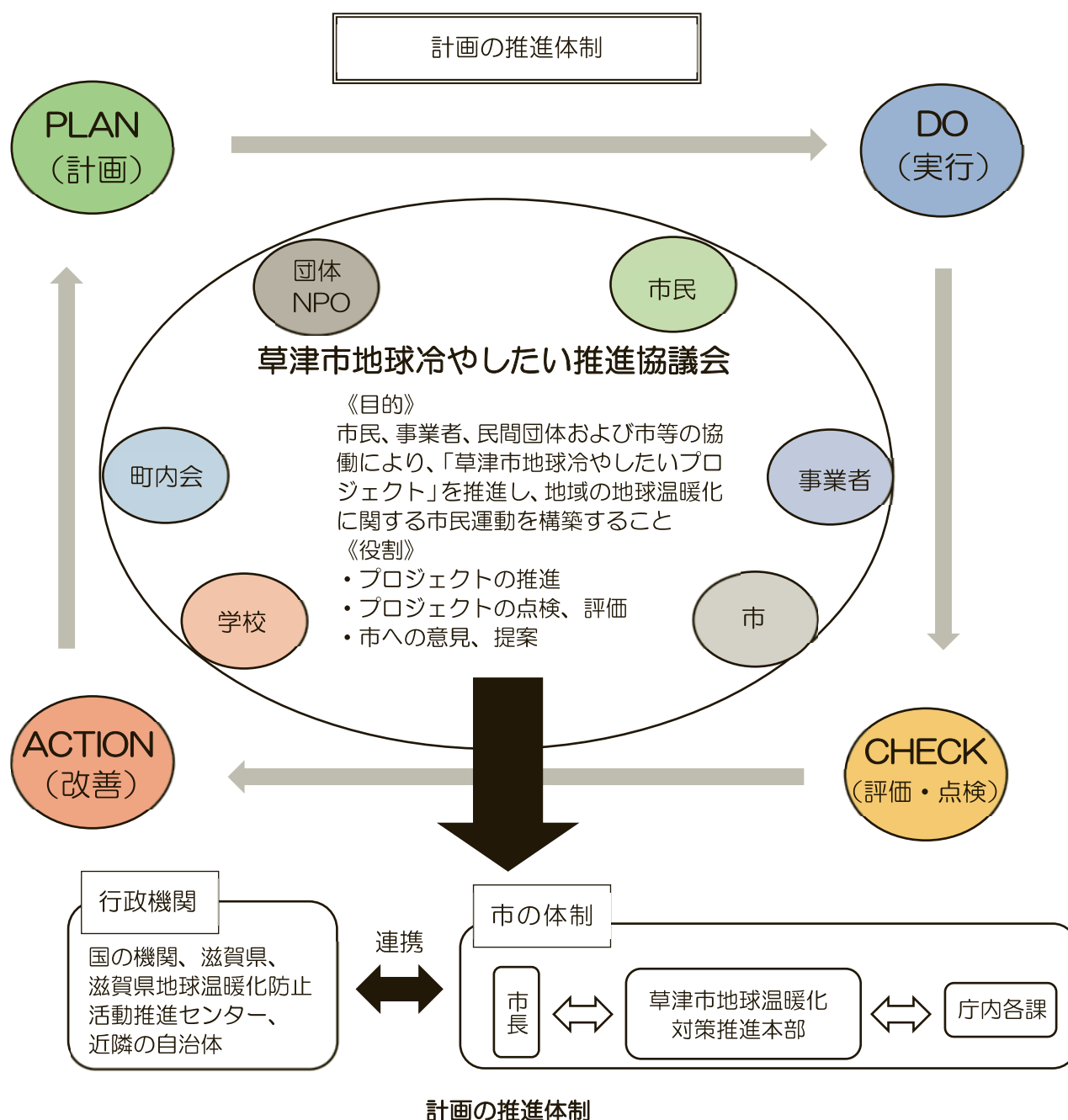
令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
● 講習会	● 講習会	● 講習会	● 講習会	● 講習会	● 講習会	● 講習会	● 講習会
市のホームページ、広報紙など様々な媒体によりプランター菜園の啓発							

6 計画の進行管理

本計画の施策の進行管理については、PDCAサイクルのもとで、市民や事業者、団体などと市が同じテーブルで評価し、その結果を公表していくことが重要です。

各重点アクションの進捗状況について、市民、事業者、団体、市などで構成される「草津市地球冷やしたい推進協議会」を中心に、事業に設定した目標をもとに評価を行います。

なお、進捗状況に遅れが見られる場合には、要因等の分析を行い、施策の必要な改善、見直しを行います。その結果については、環境白書『くさつの環境』やホームページ等により公表します。



第5章 資料編

- 1 計画策定の経過
- 2 温室効果ガス（CO₂）の算定方法
- 3 これまでのプロジェクトの実績
- 4 用語の解説



1 計画策定の経過

〔1〕草津市地球冷やしたい推進協議会 幹事会

本計画における重点アクションは、地域の地球温暖化対策に取り組む市民、事業者、団体、市で構成される「草津市地球冷やしたい推進協議会」の幹事会において検討いただきました。

＜幹事会名簿＞

役職	氏名	団体名等
会長	小林 圭介	(学識経験者)
副会長	奥 健次	草津市まちづくり協議会連合会
幹事	上田 恒章	(個人会員)
幹事	本江 宗明	(個人会員)
幹事	宮城 成和	環境文化総合研究所
幹事	廣嶋 恵子	草津市健康推進員連絡協議会
幹事	山崎 賢	草津市校長会
幹事	山本 悦子	草津市「小」エネルギー推進市民フォーラム
幹事	中島 美徳	草津市PTA連絡協議会
幹事	藤田 雅也	草津市役所
幹事	松尾 無我	草津商工会議所
幹事	古田 真吾 (～令和2年12月31日)	草津青年会議所
	中西 健太 (令和3年1月1日～)	
幹事	山田 貴子	NPO子どもネットワークセンター天気村
幹事	木村 兼久	ごみ問題を考える草津市民会議
幹事	中村 満 (～令和2年12月17日)	NPOびわ湖環境
	石山 利則 (令和2年12月18日～)	
オブザーバー	天野 孝志	滋賀県琵琶湖環境部温暖化対策課
オブザーバー	久保田 貢	滋賀県地球温暖化防止活動推進センター

(協議会名簿順)

〔2〕草津市地球冷やしたい推進協議会 開催状況

本計画の策定にかかる経過は以下の通りです。

年月日	内 容
—	草津市地球冷やしたい推進協議会 総会（書面開催） ・計画の策定方法、スケジュールについて
2020（令和2）年6月30日（火）	第1回草津市地球冷やしたい推進協議会 幹事会 ・計画の策定の方針について
2020（令和2）年8月3日（月）	第2回草津市地球冷やしたい推進協議会 幹事会 ・計画の施策体系、重点アクションについて
2020（令和2）年10月22日（木）	第3回草津市地球冷やしたい推進協議会 幹事会 ・計画の施策体系、重点アクションについて
2020（令和2）年12月17日（木）	第4回草津市地球冷やしたい推進協議会 幹事会 ・計画（素案）について
2021（令和3）年2月15日（月）	第5回草津市地球冷やしたい推進協議会 幹事会 ・計画（案）について

2 温室効果ガス（CO₂）の算定方法

草津市の温室効果ガス（CO₂）排出量は、県域での排出量算定値をもとに、各種統計情報による案分等によって算定しています。

県域での算定方法の概要は次の表のとおりです。

部門および区分		算定方法
産業	農林 水産業	<ul style="list-style-type: none"> 農業：（「総合エネルギー統計」の農林業の燃料消費量（全国値））×（農業産出額の全国比）×（排出係数） 水産業：（「総合エネルギー統計」の漁業の燃料消費量（全国値））×（漁獲生産量の全国比） 電力：電力消費量（県調査データ）×（排出係数）
	鉱業	<ul style="list-style-type: none"> 燃料：（1995年時点の「石油等消費構造統計表」における県内の燃料消費量）×（鉱工業生産指数の伸び率）×（排出係数） 電力：電力消費量（県調査データ）×（排出係数）
	建設業	<ul style="list-style-type: none"> 燃料：（「総合エネルギー統計」の建設業の燃料消費量（全国値））×（建築着工床面積の全国比）×（排出係数） 電力：電力消費量（県調査データ）×（排出係数）
	製造業	<ul style="list-style-type: none"> 燃料（都市ガス以外）：事業者行動計画書・報告書を集計し、県全体に拡大推計 電力：電力消費量（県調査データ）×（排出係数）+新電力事業者による供給量（事業所へのヒアリング等）×（排出係数） 都市ガス：（供給量（工業用））×（排出係数）
運輸	自動車	<ul style="list-style-type: none"> （近畿運輸局管内の燃料消費量）×（県内の自動車保有台数）／（近畿運輸局管内の自動車保有台数）×（排出係数）
	鉄道	<ul style="list-style-type: none"> 軽油：〔 {（JR西日本の旅客分消費量）+（JR貨物の軽油消費量計（全国））} ×〔（JR西日本の旅客分軽油消費量）／（JR各社の旅客分軽油消費量）〕 ×（県内のJRにおける電力消費量）／（JR西日本における電力消費量）+（信楽高原鉄道における軽油消費量）〕 ×（排出係数） 電力：電力消費量（事業者公表データ等）×（排出係数）
	船舶	<ul style="list-style-type: none"> 観光船：県内の消費量（事業所へのヒアリング等）×（排出係数） 特殊小型船舶（水上オートバイ）：（県内の登録隻数）×（燃料消費量原単位）×（排出係数）
家庭	<ul style="list-style-type: none"> LPG：〔（簡易ガス事業でのLPG販売量）+（世帯当たりのLPG購入数量）×（その他LPG世帯数）〕 ×（排出係数） 灯油：（世帯当たりの灯油購入数量）×（世帯数）×（排出係数） 都市ガス：（都市ガス供給量（家庭用））×（排出係数） 電力：電力消費量（県調査データ）×（排出係数） 	
業務	<ul style="list-style-type: none"> 燃料：（滋賀県の業務部門の業種別床面積）×（床面積あたりエネルギー消費原単位）×（排出係数） 電力：電力消費量（県調査データ）+新電力事業者による供給量（事業所へのヒアリング等） 都市ガス：（都市ガス供給量：商業用+医療用+その他公用） 廃棄物・水道業：エネルギー消費量（滋賀県） 	
廃棄物	一般廃棄物	（ごみ焼却量）×（プラスチック及び合成繊維くずの組成比）×（排出係数）
	産業廃棄物	（廃油・廃プラスチック類の総排出量）×（減量化率）×（排出係数）

草津市の温室効果ガス（CO₂）排出量を算定するための各種統計情報による案分等の方法は次のとおりです。

1. 産業部門

製造業（工場）、農林水産業、鉱業、建設業における燃料・電力の使用に由来するCO₂を算定しています。

（1）算定方法（農林業）

- ① 県域での農林業からのCO₂排出量を、「経済活動別県内総生産（名目）」の割合で、農業と林業を案分。
- ② 農業については、「経営耕地総面積」の割合で案分。
- ③ 林業については、「間伐実施合計面積」の割合で案分。
- ④ 農業、林業の案分値を合計。

（2）算定方法（水産業、鉱業、建設業）

- 県域全体の水産業・鉱業・建設業のCO₂排出量を、市町別の従業者数（水産業、鉱業、建設業）の割合で案分。

（3）算定方法（製造業）

- ① 報告書対象：「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」に基づき事業者から提出された事業者行動報告書におけるCO₂排出量を、該当事業所の所在市町に割り振る。
- ② その他：県域全体のCO₂排出量（製造業部門）と①の合計との差分を、市町別の事業所数（製造業）の割合で案分。
- ③ 「報告書対象」と「その他」を市町毎に合計。

2. 業務部門

事務所・ビル、商業・サービス業施設における燃料・電力の使用に由来するCO₂を算定しています。

（1）算定方法

- ① 報告書対象：「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」に基づき事業者から提出された事業者行動報告書におけるCO₂排出量を、該当事業所の所在市町に割り振る。
- ② その他：県域全体のCO₂排出量（業務部門）と①の合計との差分を、市町別の事業所数（非製造業）の割合で案分。
- ③ 「報告書対象」と「その他」を市町毎に合計。

3. 家庭部門

家庭における燃料・電力の使用に由来するCO₂を算定しています。自家用自動車からの排出は、運輸部門で算定しているため、家庭部門には含まれていません。

（1）算定方法（灯油）

- 県域全体の灯油からのCO₂排出量を、市町別の世帯数（補正※）の割合で案分。

※ 世帯数の補正：単身世帯は燃料消費量が少ないと考えられるため、0.5 世帯としてカウント。

(2) 算定方法（LPG）

- ①市町別の世帯数から都市ガス需要戸数およびオール電化推計世帯数を除き、LPG世帯数を算出。
 - ②LPG 世帯数から簡易ガス推計世帯数を除き、その他のLPG 世帯数を算出。
 - ③簡易ガス世帯数（補正※）とその他のLPG 世帯数（補正※）を算出。
 - ④県域全体のLPG からのCO₂排出量を、簡易ガスとその他のLPG に案分。
 - ⑤県域全体の簡易ガスおよびその他のLPG からのCO₂排出量を、それぞれ市町別の簡易ガス世帯数（補正※）およびその他のLPG 世帯数（補正※）の割合で案分し、市町別に合算。
- ※世帯数の補正：単身世帯は燃料消費量が少ないと考えられるため、0.5 世帯としてカウント。

(3) 算定方法（都市ガス）

- 市町別の都市ガス需要実績を基に算出。

(4) 算定方法（電気）

- 市町別の電気使用量を基に算出。

4. 運輸部門

自動車、鉄道、船舶における燃料・電力の使用に由来するCO₂を算定しています。自動車は、事業活動用と自家用を含みます。

(1) 算定方法（自動車）

- 県域全体の自動車からのCO₂排出量を、市町別の自動車由来CO₂排出量（環境省）の割合で案分。

(2) 算定方法（鉄道）

- 県域全体の鉄道からのCO₂排出量を、市町別人口の割合で案分。

(3) 算定方法（船舶）

- 県域全体の船舶からのCO₂排出量を、市町別の琵琶湖面積の割合で案分。

5. 廃棄物部門

廃棄物焼却場における廃プラスチック等を焼却することで発生するCO₂を算定しています。廃棄物の助燃用に消費される燃料由来のCO₂は、業務部門で算定しているので、廃棄物部門には含まれていません。

(1) 算定方法（一般廃棄物）

- 県域全体の一般廃棄物からのCO₂排出量を、市町毎のごみ焼却処理量割合で案分。

(2) 算定方法（産業廃棄物）

- 県域全体の産業廃棄物からのCO₂排出量を、市町別の製造品出荷額の割合で案分。

3 これまでのプロジェクトの実績

草津市地球冷やしたいプロジェクト（第1次）の実績

【*：延べ数】

重点アクション① 環境家族宣言 【指標：宣言者・宣言世帯数】

	H20	H21	H22	H23	H24	(5年間)
初級（人）	2,176	2,791	1,909	1,930	1,407	10,213*
中級（世帯）	176	229	288	149	120	1,297*
上級（世帯）	149	79	52	55		
合計	2,501	3,099	2,249	2,134	1,527	11,510*

重点アクション② 省エネ家電等買換促進 【指標：キャンペーン取組店の割合】

	H20	H21	H22	H23	H24	(3年間)
電器商業組合 加盟店取組率		100% (13/13店)	100% (14/14店)	100% (14/14店)	重点アクシ ョン⑨に統合	100% (41/41店)

重点アクション③ ゴーヤーカーテン事業の普及【指標：ゴーヤー苗配布数】

	H20	H21	H22	H23	H24	(4年間)
家庭(世帯)	500 (1,500株)	500 (1,500株)	500 (1,500株)	500 (1,500株)	重点アク ション⑨ に統合	2,000* (6,000株)
公共施設(施設数)	77% (50施設) (615株)	80% (52施設) (829株)	72% (47施設) (631株)	78% (51施設) (599株)		77%(平均) (延べ64施設) (2,674株)
その他 (団体、事業所数)	4 (68株)	18 (823株)	16 (1,247株)	18 (1,204株)		56* (3,342株)
配布株数(合計)	2,183株	3,152株	3,378株	3,303株		12,016株

重点アクション④ 省エネ診断事業【指標：受診事業者数】

	H20	H21	H22	H23	H24	(3年間)
受診事業者数		7	1	3	事業終了	11

重点アクション⑤ エコドライブ宣言【指標：宣言者数・宣言事業所数】

	H20	H21	H22	H23	H24	(4年間)
宣言者数		514人	1,122人	1,873人	0人	3,509人*
宣言事業所 認定数		10社 (187人)	5社 (967人)	4社 (1,502人)	0社 (0人)	19社 (2,656人)
講習会参加 事業所数		20社 (30人)	18社 (22人)	14社 (22人)	7社 (11人)	59社* (85人)

重点アクション⑥ ノーマイカー通勤運動 【指標：参加事業所数・参加人数】

期間	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	合計
参加事業所	12社	15社	16社	18社	17社	18社	18社	18社	22社
参加人数	67人	33人	41人	36人	38人	36人	40人	35人	126人
CO ₂ 削減効果 (kg-CO ₂)	▲1,722	▲1,399	▲1,691	▲1,702	▲1,802	▲1,740	▲1,839	▲1,733	▲13,627

重点アクション⑦ 太陽光発電システム設置促進【指標：設置世帯数・CO₂削減効果】

	H20	H21	H22	H23	H24	(5年間)
補助世帯数(累計)	55	170	297	297	297	
補助kW数(累計)	197.21	627.04	1121.36	1121.36	1121.36	
1kW当たり発電量(kWh)	1,101	1,080	1,121	1,098	1,098	
年間発電電力量(kWh)	217,128	677,203	1,257,045	1,231,253	1,231,253	4,613,882
CO ₂ 排出係数	0.355	0.294	0.311	0.450	0.450	
年間CO ₂ 削減量(kg-CO ₂)	▲77,080	▲199,098	▲390,941	▲554,064	▲554,064	▲1,775,247

重点アクション⑧ 緑化推進事業

○まちかどグリーン事業助成【指標：助成件数】

	H20	H21	H22	H23	H24	(3年間)
助成件数		1件	0件	0件	事業終了	1件

○緑のまちかど事業助成【指標：助成件数】

	H20	H21	H22	H23	H24	(4年間)
助成件数		0件	0件	0件	事業終了	0件

○苗木配布【指標：配布団体数】

	H20	H21	H22	H23	H24	(4年間)
配布団体数		41団体	42団体	44団体	38団体	165団体*

重点アクション⑨ 啓発イベント・キャンペーンの実施【指標：啓発日数・啓発人数】

	H20	H21	H22	H23	H24	(4年間)
イベント日数		13日	11日	9日	6日	39日
推定啓発者数		3,100人	1,680人	2,753人	3,190人	10,723人*

重点アクション⑩ 地球温暖化対策普及啓発支援事業【指標：講師派遣件数・教材貸出件数】

	H20	H21	H22	H23	H24	(4年間)
講師派遣件数		11件	10件	9件	8件	38件
教材貸出件数		13件 (26教材)	18件 (42教材)	46件 (105教材)	55件 (182教材)	132件 (355教材)*

重点アクション⑪ 学校における省エネ還元事業

○「クラスで取り組む節電アクション」*の実施支援および表彰【指標：参加校数】

※節電・節水・3Rなどに取り組む「スクールISOクサツ」の一環として、H23から草津市立教育研究所が実施。

<参加校数> 19小中学校(取組率100%)

○「節電取り組みコンテスト」*の実施【指標：応募者数】

※各家庭で行った節電の取り組みを絵日記(小学生)、作文(中学生)にして応募する。

<応募者数> 小1~3年生:56人、小4~6年生:54人、中学生:37人

<表彰> 各部門につき、最優秀賞1者、優秀賞2者、奨励賞3者

重点アクション⑫ どこでもエコアクション運動会事業【指標：開発プログラム数・利用件数】

	H20	H21	H22	H23	H24	(3年間)
開発プログラム数		3件	1件	1件	0件	5件
利用件数		4件 (6教材*)	5件 (9教材*)	8件 (14教材*)	8件 (23教材)	17件 (29教材*)

※上記は、重点アクション⑩の実績のうち、エコアクション運動会事業にかかる実績を抜粋。

草津市地球冷やしたいプロジェクト（第2次）の実績

重点アクション① 新しい暮らしを育むプロジェクト

①-1 くさつ・エコミュージアムの展開【指標】講座開催数（回）

H24	H25	H26	H27	H28	(4年間)
	19	16	16	13	64

①-2 低炭素学習および活動の企画・実施サポート【指標】支援件数（件）

H24	H25	H26	H27	H28	(4年間)
	95	136	128	107	466
	教材:48 支援:47	教材:57 支援:79	教材:48 支援:80	教材:51 支援:56	

①-3 くさつ・エコスタイルコンテスト【指標】参加者数（人/年）

H24	H25	H26	H27	H28	(4年間平均)
	47	155	134	435	193
	絵日記:44 家庭:3	絵日記:152 家庭:3	絵日記:132 家庭:2	絵日記:433 家庭:2	

重点アクション② CO₂の排出を抑えるプロジェクト

②-1 住宅用創エネルギー機器導入促進【指標】補助件数（件） EF:エネファーム、EW:エコウィル

H24	H25	H26	H27	H28	(4年間)
EF:43 EW:11	EF:46 EW:27	EF:53 EW:9	EF:59		EF:201 EW:47
▲66.0 t-CO ₂	▲84.6 t-CO ₂	▲77.2 t-CO ₂	▲76.7 t-CO ₂		▲304.5t-CO ₂

②-2 町内会防犯灯のLED化促進【指標】町内会防犯灯LED化灯数（灯）

H24	H25	H26	H27	H28	(3年間)
2,691	2,210	886			5,787
▲68.9 t-CO ₂	▲56.6 t-CO ₂	▲22.7 t-CO ₂			▲148.2t-CO ₂

②-3 中小企業節電対策等支援【指標】補助件数（件/年）

H24	H25	H26	H27	H28	(3年間平均)
	7	2	2		4
	▲50.4t-CO ₂	▲15.1t-CO ₂	▲44.1t-CO ₂		▲109.6t-CO ₂

②-4 自然の力の普及啓発

- ・ゴーヤー種子配布（H25：約500人、H26：約500人、H27：約500人、H28：約950人）
- ・エコフォーラム（H25：約180人、H26：約130人、H27：約140人、H28：約130人）
- ・風車視察（H25：3団体33人、H26：2団体7人）

重点アクション③ みんなで広めるプロジェクト

③-1 各種媒体・イベント等による情報発信【指標】ホームページ閲覧回数（閲覧回数/月）

H24	H25	H26	H27	H28	(4年間平均)
	1,288	4,351	4,869	4,947	3,864
	4-9月:1,880 10-3月:695	4-9月:4,379 10-3月:4,322	4-9月:5,215 10-3月:4,523	4-9月:5,141 10-3月:4,753	

③-2 地球冷やしたい推進協議会の活動推進【指標】協議会会員数（者）

H24	H25	H26	H27	H28	(H28)
68 [45]	69 [45]	69 [45]	71 [45]	71 [45]	71

[]は、愛する地球のために約束する協定締結者数

※①-3、②-3、③-1の指標値については、年平均値を用いている。

草津市地球冷やしたいプロジェクト（第3次）の実績

重点アクション① 賢く環境文化 人づくりプロジェクト

①-1 低炭素学習および活動の企画・実施サポート【指標】支援件数（件）

H28	H29	H30	R1	R2	(4年間)
107	97	74 (累計171)	86 (累計257)	48 (累計305)	305

①-2 温暖化防止コンテスト【指標】参加者数（人／年）

H28	H29	H30	R1	R2	(4年間平均)
438	806	819	1,499	1,481	1,151
絵日記：433 企業・家庭：5	絵日記：798 企業・家庭：8	絵日記：819 企業・家庭：-	絵日記：1,499 企業・家庭：0	絵日記：1,480 企業・団体：1	

①-3 イベント啓発【指標】イベントでの啓発者数（人）

H28	H29	H30	R1	R2	(4年間)
1,650	4,300	4,383 (累計8,683)	5,839 (累計14,522)	568 (累計15,090)	15,090

重点アクション② 賢く低炭素まちプロジェクト

②-1 エネルギー効率を高める機器の導入促進（家庭用蓄電池およびV2H設置費補助）

【指標】補助件数（件／年）

H28	H29	H30	R1	R2	(3年間平均)
	17	20	40		25

②-2 雨水タンクの利用促進【指標】補助件数（件／年）

H28	H29	H30	R1	R2	(3年間平均)
24	21	6			17

②-3 地元農産物・水産物の購入促進

【指標】地元の農産物・水産物を購入するよう心がけている市民の割合（％／年）

H28	H29	H30	R1	R2	(R2)
51.5 (農産物)	49.5	46.9	42.8	51.9	51.9
25.3 (水産物)	26.4	23.9	21.7	28.4	28.4

②-4 公共交通機関の利用促進【指標】まめバスの利用者数（人／年）

H28	H29	H30	R1	R2	(R2)
115,003	127,437	138,511	147,584	90,223*	90,223*

※2021（令和3）年1月31日時点

②-5 まちなみ緑化の推進【指標】植樹本数（本）

H28	H29	H30	R1	R2	(10年間)
46,541	50,003	53,684	62,889	66,998	66,998*

※2010（平成22）年～2021（令和3）年1月31日時点

重点アクション② 賢く協働プロジェクト

③-1 各種媒体・イベント等による情報発信

【指標】低炭素社会づくりに関連するHPアクセス回数（アクセス数/月）

H28	H29	H30	R1	R2	(4年間平均)
4,947	6,024	8,477	8,617	7,059	7,544

③-2 草津市地球冷やしたい推進協議会の活動推進【指標】協議会員数（者/年）

H28	H29	H30	R1	R2	(R2)
71 [45]	72 [46]	72 [46]	73 [50]	75 [52]	75 [52]

[]は、愛する地球のために約束する協定締結者数

4 用語の解説

【あ行】

愛する地球のために約束する協定

草津市では、地球温暖化防止に地域をあげて取り組むため、「愛する地球のために約束する草津市条例」を2008（平成20）年4月に施行。地球温暖化を防ぐため、市民・事業者・団体等が自ら進んでできる取組について、市と協定を結んでいる。

雨水タンク

建物の雨どいにつないで、屋根に降った雨水を貯めるタンク。雨水はガーデニングなどの散水や打ち水、災害時の生活用水などに利用される。また、大雨時に雨水を一時貯留し、河川への流入を抑制する効果もある。

SDGs

2015（平成27）年9月の第70回国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、国際社会全体が2030年までに達成すべき17の目標。

温室効果ガス

大気圏にあって、地表からの熱（赤外線）の一部を吸収し温室効果をもたらす二酸化炭素、メタンなどの気体の総称のこと。温室効果ガスが増加することが地球温暖化の主な原因とされている。

【か行】

緩和（気候変動の緩和策）

地球温暖化防止に向けた対策の一つ。地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減して地球温暖化の進行を食い止め、大気中の温室効果ガス濃度を安定させる対策。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に環境を考慮して、必要性をよく考え、環境に与える影響ができるだけ少ないものを、環境保全に熱心な企業から優先して購入すること。

COOL CHOICE（賢い選択）

地球温暖化対策のための国民運動を指す。国の温室効果ガス削減目標達成のために、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資する、また快適な暮らしにもつながるあらゆる「賢い選択」をしていこうという取組。

コージェネレーションシステム

石油やガスをエネルギー源として発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステムをコージェネレーションシステムという。ガスから水素を取り出し、酸素と反応させて発電する燃料電池のしくみを用いた、家庭用燃料電池コージェネレーションシステムが近年普及し始めている。

COP21

国連気候変動枠組条約第21回締約国会議を指す。2015（平成27）年11月30日から12月13日まで、フランス・パリにて開催された。会合では、最大の焦点であった、京都議定書後における2020（令和2）年以降の気候変動対応にかかるあらたな法的な国際枠組みを定める「パリ協定」が採択された。

コンポスト

生ごみをはじめとする有機物を堆肥化して土に還元する循環システムの一つで、微生物の働きによって発酵を促進するもの。また、生ごみ等から堆肥を生成する際に用いる容器をコンポストと呼ぶ場合もある。

【さ行】

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などを一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。

サンゴの白化現象

サンゴに共生している褐虫藻が失われることで、サンゴの白い骨格が透けて見える現象。白化した状態が続くと、サンゴは共生藻からの光合成生産物を受け取ることができず、壊滅してしまう。

ZEH（ゼッチ：net Zero Energy House）

省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味で概ねゼロ以下となる住宅のこと。

全層循環

湖などの閉鎖された水域環境において、冬季に表面の水が低温・高密度になって下降し、湖底の水と入れ替わる現象。全層循環によって、湖全体に酸素が供給される。

【た行】

脱炭素社会

温室効果ガス的人為的排出と吸収の均衡が達成された社会のこと。

低炭素社会

温室効果ガスの最終的な排出が少ない産業・生活システムを構築した社会のこと。

適応（気候変動の適応策）

地球温暖化対策の一つ。気候の変動やそれに伴う気温・海水面の上昇などに対して人や

社会、経済のシステムを調節することで影響を軽減する対策。

t-CO₂

温室効果ガスの発生量を表す単位。地球温暖化係数の異なる6つの温室効果ガスを二酸化炭素基準で換算して重量で表したもの。

【は行】

ハザードマップ

災害が起きたときの浸水想定区域や土砂災害危険予想箇所をはじめ、地域で想定される危険箇所や避難所までの避難経路などの情報を地図上に表示したもの。

パリ協定

2015（平成27）年11月から12月にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された気候変動に関する国際条約。

PDCAサイクル

PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（評価・点検）、ACTION（改善）を繰り返すことで、計画の実効性を高める考え方です。

HEMS（ヘムス：Home Energy Management System）

一般家庭で使用するエネルギーを管理するシステム。家電や電気設備とつないで、電気やガスなどの使用量をモニター画面などで「見える化」したり、家電機器を「自動制御」したりするもの。

防災マップ

災害時の避難行動や初期消火、救助活動に役立つ情報を地域の協力のもと地図情報にまとめたもの。

「草津市地球冷やしたい」ロゴマークについて

2008（平成20）年、市域での地球温暖化防止に向けた取組を草の根的に広めるため、それらの取組を「地球温暖化防止市民運動」として、市民の皆さまに一体感を持って活動していただけるよう「市民運動の愛称およびロゴマーク」を公募し、選出いたしました。市の地球温暖化対策の取組に参加いただく市民、事業者、団体等の皆さまには、電子データを配布しています。緩和策や適応策の啓発、市民運動の周知など、地球温暖化対策の様々な場面においてご活用ください。



作品のコンセプト

ロゴマークで地球とエコの「e」をモチーフにし、温暖化の地球の汗をふきつつ、うちわで涼をとる姿を分かりやすく描きました。「草津市地球冷やしたい（隊）」と愛称をつけ、草津市民の皆様に運動への参加を呼びかけます。

選出理由

シンプルで覚えやすい愛称と、幅広い世代に親しみやすく、見た人が笑顔になるようなかわいらしいデザインが評価されました。

第4次草津市地球冷やしたいプロジェクト

～草津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）～

発行：草津市 環境経済部 くさつエコスタイルプラザ

住所：滋賀県草津市馬場町1200番地25

TEL：077-561-6580

FAX：077-561-6583

E-Mail：ecostyle@city.kusatsu.lg.jp

